

第25回委員会年次会合報告書

2018年10月18日

第 25 回委員会年次会合報告書 2018 年 10 月 18 日

議題項目1. 開会

- 1. 第 25 回委員会年次会合 (CCSBT 25) の議長をアサンダ・ンジョベニ氏 (南アフリカ) が、CCSBT 25 の副議長を太田慎吾氏 (日本) がそれぞれ 務めることが確認された。
- 2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。
- 3. 議長は、CCSBT 25 はニューカレドニアのヌメアで開会されるものの、 CCSBT 25 の報告書の採択及び閉会は、会合からメンバーが帰国後、休会 期間中の意思決定プロセスを通じて電子的に行われることを述べた。

1.1 議題の採択

- 4. 議題は**別添1**のとおり採択された。
- 5. 会合の参加者リストは別添2のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

6. 委員会は、**別添3**の第25回委員会年次会合に付属する拡大委員会による 決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 26 の議長及び副議長の選出及び開催地の選定

- 7. CCSBT 26 は、南アフリカのケープタウンで開催される。
- 8. 南アフリカは CCSBT 26 の議長を指名し、日本は副議長を指名する。
- 9. 南アフリカは、CCSBT 25 の閉会後速やかに CCSBT 26 の議長を指名すると述べた。日本は、副議長として太田慎吾氏を指名した。

議題項目 4. その他の事項

10. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

11. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

12. 会合は、休会期間中の意思決定プロセスを通じて、2018年10月22日に電子的に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第25回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題 第 25 回みなみまぐろ保存委員会年次会合

- 1. 開会
 - 1.1. 議題の採択
- 2. 拡大委員会による決定事項の承認
- 3. CCSBT 26 の議長及び副議長の選出及び開催地の選定
- 4. その他の事項
- 5. 会合報告書の採択
- 6. 閉会

参加者リスト 第25回委員会年次会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISS	ION CHAIR							
Asanda	NJOBENI	Mr	Acting Chief Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018 South Africa		27 214 215 151	AsandaN@daff.gov.za
EXTENDE	D COMMISSI	ON CH	AIR					
Kristofer	DU RIETZ	Mr		Directorate- General for Maritime Affairs and Fisheries				kristofer.du- rietz@ec.europa.eu
COMPLIA	NCE COMMI	TTEE (CHAIR					
Frank	MEERE	Mr			Australia			fmeere@aapt.net.au
SCIENTIFI	IC COMMITT	ЕЕ СН	AIR					
Kevin	STOKES	Dr			NEW ZEALAND			kevin@stokes.net.nz
MEMBERS								
AUSTRAL! Cindy	IA BRISCOE	Ms	Deputy Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		cindy.briscoe@agriculture.gov .au
Laura	TIMMINS	Ms	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 62716 359		laura.timmins@agriculture.gov .au
Simon	NICOL	Dr	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4638		simon.nicol@agriculture.gov.a u
Matthew	DANIEL	Mr	Manager SBT Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338		Matthew.Daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.a u

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 1146, Port Lincoln, SA, 5606, Australia	61 (0) 419 840 299		austuna@bigpnd.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia			terryromaro@aol.com
INDONESIA	A							
Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	35190 70		tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Research Institute for Tuna Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia	62 361 72620 1		fahmi.p4ksi@gmail.com
JAPAN								
Shingo	OTA	Mr	Counsillor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3504 2649	shingo_ota810@maff.go.jp
Takahiro	ARA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3504 2649	takahiro_ara020@maff.go.jp
Teruo	KITADE	Mr	Assistant Director,	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	teruo_kitade850@maff.go.jp
Yuichiro	KIRIKI	Mr	Official	Ministry of Foreign Affairs of Japan	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	yuichiro.kiriki@mofa.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Shun	OGAWA	Mr.	Deputy Director	Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	ogawa-shun@meti.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr	Group Chief	Research	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yuta	SUZUKI	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Satoru	SHIMIZU	Mr	Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101- 8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	s-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101- 8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito98@hotmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEAL	AND							
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Fisheries New Zealand	Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022	64 09 820 7686	64 09 820 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Highly Migratory Species Manager	Fisheries New Zealand	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140			dominic.vallieres@mpi.govt.n z
Jo	LAMBIE	Ms	Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140			jo.lambie@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160	64 04 439 8070		sophie.kalderimis@mfat.govt. nz
REPUBLIC	OF KOREA							
Chan Soo	PARK	Mr	Deputy Director	International Cooperation Division, Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94 Dasom 2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Republic of Korea	200 5339	82 44 200 5349	parkchansoo@korea.kr
Zang Geun	KIM	Dr	Invited Scientist	National Institute of Fisheries Science	216 Gijang- Haeanro, Gijang- eup, Gijang-gun, Busan, 46083, Republic of Korea	720 2333	82 51 720 2337	zgkim5676@gmail.com
Ayoung	KIM	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-daero, Sejong, Republic of Korea	82 44 868 7832	82 51 720 2337	aykim@kofci.org
Ho-Jeong	JIN	Mr	Deputy General Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6F, 83 Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	jackiejin@kosfa.org
Jung Hoon	HWANG	Mr	Manager	DONG WON FISHERIES CO.,LTD.	#569-34, Shinpyong- Dong, Busan, Korea	82 10 6680 2871		jhh@dwsusan.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Kyungpill	KIM	Mr	Staff	Dongwon Industries	68, Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	589	82 2 589 4397	kp2714@dongwon.com
Ducklim	KIM	Mr	Assistant Manager	SAJO INDUSTRIES CO.,LTD.	(03740) 107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	4057	82 2 365 6079	jackiejin@kosfa.org
SOUTH AFE	RICA							
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018 South Africa		27 214 023 734	QayisoMK@daff.gov.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	South African Tuna Longline Association		27 217 905 019	27 217 906 783	secretary@satla.co.za
Don	LUCAS	Mr	President	Tuna South Africa (Pty) Ltd	P.O. Box 3277, Cape Town, R.S.A	27 834 599 959		don@tunasa.co.za
OBSERVER	S							
EUROPEAN								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), 1000 Brussels, Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.e u
Hilario	MURUA	Dr	Principal Researcher	AZTI Marine Researh Division	Herrera Kaia, Portualdea z/g Pasaia Gipuzkoa 20110 Spain	34 667 174 433		hmurua@azti.es
	NTITY OF TAI							
Ming-Fen	WU	Mr.	Senior Technical Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 2332 7396	mingfen@ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 2332 7396	minghui@ms1.fa.gov.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
TsungYueh	TANG	Mr.	Scretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2368 0889 #153	886 2 2368 6418	tangty@ofdc.org.tw
Winston Yu- Tsang	WU	Dr.	Assistant Porfessor	Soochow University, Taiwan	70, Linhsi Road, Shihlin, Taipei 111, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2881 9471 ext 6267	886 2 2881 2437	ytwchc@gmail.com
Chieh Han	YANG	Mr.	Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	2 Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)		886-2- 2361- 7694	chyang03@mofa.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw
BIRDLIFE Stephanie	INTERNATION WINNARD		International Marine Project Manager	BirdLife International	The Lodge, Sandy, Beds, SG19 2DL, UK	44 1767 69036 3	n/a	stephanie.winnard@rspb.org.u k
	OCIETY INTE							
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
WWF Aiko	YAMAUCHI	Dr	Oceans and Seafood Group	WWF Japan	Mitakokusai Bldg 3F, Mita 1- 4-28, Minato-	81 3 - 3769 1718		ayamauchi@wwf.or.jp
			Leader		ku, Tokyo, 108- 0073, Japan	1,10		
INTERPRE	TFRS							
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SEC	CRETARIAT							
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600	61 2 6282	61 2 6282	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager		AUSTRALIA	8396	8407	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org



別添3

第25回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2018年 **10**月 **15**-**18**日 ニューカレドニア、ヌメア

第 25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書 2018 年 10 月 15-18 日

ニューカレドニア、ヌメア

議題項目 1. 開会

1.1. 第25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

- 1. 第25回みなみまぐろ保存委員会年次会合(CCSBT 25)に付属する拡大 委員会において、クリストファー・ドゥリッツ氏(欧州連合)が議長 を、アサンダ・ンジョベニ氏(南アフリカ)が副議長を務めることが確 認された。
- 2. 議長は、会合において検討する主要な課題について確認するとともに、 会合参加者をヌメアに歓迎した。
- 3. メンバーはそれぞれの代表団を紹介し、オブザーバーは自己紹介を行った。会合への参加者リストは**別紙1**のとおりである。

1.2. 議題の採択

- 4. 議題は別紙2のとおり採択された。
- 5. 会合に提出された文書リストは**別紙3**のとおりである。
- 6. 議長は会議日程及び財政運営委員会 (FAC) に関するアレンジメントを 総括した。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

7. 拡大委員会 (EC) のメンバーによるオープニング・ステートメントは**別 紙4**のとおりである。

1.3.2. オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは**別紙 5** のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

9. 事務局からの報告は、文書 CCSBT-EC/1810/04 として会合に提出された。会合は、報告された事務局の活動について留意した。

- 10. 事務局からの報告の中で提起された問題に関して、EC は以下のとおり合意した。
 - 遵守委員会の独立議長(フランク・ミーア氏)について、さらに3年間の任期を再任すべきこと
 - ECは、独立した外部監査役に関する財政規則改正案の検討を FACに 付託すること
 - 休会期間中の意思決定プロセスにより EC の年次会合の前に会合文書を公開することを承認できるようにするため、委員会手続規則を**別紙** 6 のとおり改正すること
 - CCSBT 年次会合において公開することが宣言された会合文書については、CCSBT ウェブサイトの一般エリアに掲載すること。
- 11. バードライフ・インターナショナル(以下「バードライフ」という。)は、遵守委員会(CC)会合における長期オブザーバーの地位の申請を取り下げた。バードライフは、この議題の検討の際、バードライフが CC 13 に発表した文書に関連して、1 つのメンバーが CC における長期オブザーバーとしてバードライフを受け入れることについての立場を留保したと述べた。この文書は、CC 13 の議題 4.3 において発表されたものであり、IOTC における海鳥関連措置に関する現行の転載オブザーバープロトコルを説明した事務局文書の価値を高めることを試みたものであった。バードライフは、当該文書は IOTC ウェブサイトにおいて公開されているものであるから、CCSBT に発表することも受け入れられるものとの理解の下にこれを発表したと述べた。しかしながら、現時点で CCSBT に本文書を発表することには問題があることが明らかとなったので、バードライフは CC 13 から当該文書を撤回することを要請するとともに、このことに伴って生じる不都合について謝罪した。
- 12. 会合は、本文書が撤回されたこと、及び CC 13 報告書パラグラフ 51 及び 52 は無効であり、将来においてこれらのパラグラフが参照されてはならないことに留意した。
- 13. まぐろ類 RFMO 統合許可船舶リスト (CLAV) に関していくらかの議論 がなされ、CCSBT 24 において、CLAV がどのように活用されているの か、また CCSBT に対して CLAV がどのような利益をもたらすのかに関 する情報を CCSBT 25 に提供するよう要請されていたことが指摘された。
- 14. 事務局長は、会合に対し、CLAVの主な目的は許可船舶に関する情報を IUU 漁業活動への対抗及び抑止に役立てることにあると述べた。CLAV は、情報を統合し、どの船舶がどの海域で漁獲を行う権利を有している のかについての確認にかかる人的な負担を軽減するものである。事務局 は、CLAV に関する情報を求めて 2018 年 4 月に公海 ABNJ¹まぐろプロジェクトに対して書簡を送付したが、すぐに電話による連絡はあったもの

•

¹国家管轄外の水域

- の、そこで約束された書簡による公式の返答は受領していない。そうではあるものの、ABNJまぐろプロジェクトによれば、CLAVの維持にかかる主な費用はデータの品質維持にかかる人的費用であり、今後データの品質が低下していくことを許容するのであれば、CLAVは基本的に費用をかけることなく日々の自動更新を続けていくことができる。さらに事務局長は、CLAVのデータの品質維持には各まぐろ類 RFMO の許可船舶データベースにおけるデータの品質維持にも重要なフィードバック効果があると述べ、このことだけでも CCSBT に対して想定される費用をシェアすることには価値があるとした。事務局長は、CLAV の活用に関するABNJまぐろプロジェクトからの回答を引き続き求めるよう要請された。
- 15. 仮に CLAV の維持管理が 2019 年 9 月の ABNJ プロジェクト終了まで継続 されるのであれば 2020 年まで追加的な資金は要しないこと、故に考え得 る資金のアレンジメントは CCSBT 26 までに最終化される必要はないことが留意された。
- 16. 1つのメンバーは、まぐろ類 RFMO ごとの許可船舶数に基づく資金シェアのモデルが適当であるのかどうかについて疑問を呈した。事務局は、資金のモデルについては何らの決定もなされておらず、適切な代替的資金モデルにかかるいかなる提案も歓迎されると述べた。

議題項目 3. 財政及び運営

- 17. ニュージーランドのドミニク・ヴァリエー氏が財政運営委員会 (FAC) の議長に任命された。メンバーは、各国からの FAC への参加者を指名した。
- 18. 事務局長は、2018年の改訂予算案(CCSBT-EC/1810/05(Re.1))、及び 2019年予算案及び2020-2021年仮予算(CCSBT-EC/1810/06)の概要を 説明した。
- 19. 事務局長は、2019年予算案及び2020-2021年仮予算には拡大科学委員会の3年間の作業計画の実施にかかる資金が含まれていることを述べた。2つの予算文書にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託された。
- 20. 以下の事項を検討するために FAC が招集された。
 - 2018年改訂予算
 - 2019年予算案
 - 2020-2021年仮予算

3.1. 財政運営委員会からの報告

- 21. FAC議長は、以下の事項を含む別紙7の FAC報告書について説明した。
 - CCSBT の年次財務諸表における、無料で受領したリソース及び現物出 資の取扱いに関する指針

- EC が代替的な外部監査役及びこれによる費用の節約を検討することができるようにするための CCSBT 会計規則の改正
- 2018年改訂予算
- 2019年予算
- 2020-2021年仮予算
- 22. ECは、FAC議長及びFAC参加者による多大なる努力に感謝した。
- 23. EC は、別添 A の指針、別添 B の改正会計規則、別添 C の 2018 年改訂予算及び別添 D の 2019 年予算を含む FAC 報告書を採択した。また EC は、別添 D に示した 2020-2021 年の仮予算についても留意した。
- 24. 質問に答え、事務局は、別紙7の別添 D において承認された 2019 年予算には 2016 年 2 月の南アフリカの加盟に伴う分担金の前払金が含まれていないことを述べた。各メンバーに対する分担金の前払金は、文書 CCSBT-EC/1810/06 の 5 ページのとおりである。2019 年にメンバーが CCSBT に支払う必要がある実際の金額は、別添 D に示した各メンバーの分担金から、文書 CCSBT-EC/1810/06 に示した前払金を差し引いた金額となる。また事務局は、仮にメンバーが各年間の分担金の変動を小さくしたい場合は、2020 年の支払い金額と相殺するために前払金の一部を留保しておくことも可能であると述べた。このことについては、メンバーに対して 2019 年の分担金の支払いを要請する事務局からのレターの中でも説明される予定である。
- 25. 一部のメンバーは、拡大科学委員会(ESC)から要請があった蓄養及び市場データの解析に関する研究にかかる資金が大幅に削減されたこと、及び当該プロジェクトはESCが提案したものよりも少ないリソースで実施されなければならなくなったことについての失望を示した。ニュージーランドは、蓄養及び市場に関する報告の問題の解決が遅れていることに対する不満を表明し、この問題についての進捗が見られなければ新たなMPの採択は難しいことを繰り返し述べた。日本は、新たなMPの決定までにこれらの問題を解決できない場合、MPではこうした不確実性を考慮しなければならないと述べた。ECは、2019年のESC会合における蓄養及び市場解析の議論に関する付託事項に合意した。合意された付託事項は別紙8のとおりである。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用のレビュー

- 26. 議長は、CCの検討結果について留意するとともに、メンバーに対し、第 13 回遵守委員会会合 (CC 13) において既に提起された各メンバーの年 次報告書に対する質問に加えて何か発言があるかどうかをたずねた。
- 27. オーストラリアに対し、ステレオビデオ(SV)カメラ技術に関する同国の調査についてのアップデート、及びこの技術に関する積残しの課題の解決に向けたスケジュールを提供するよう要請された。

- 28. オーストラリアは、同国は現行のサンプリング手法に自信を持っているところであるが、完全に自動化された費用対効果の高いシステムが利用可能となった際には速やかに SV 技術を採用するとの約束を確認した。しかしながら、合意された適切な基準(例えば現在 WCPFC が検討している電子モニタリング基準など)がなければ、費用対効果の高い、又は満足できる結果が得られる可能性は低いと述べた。
- 29. 一部のメンバーは、CCSBTの電子モニタリング基準とステレオビデオの 導入との間に関連性があるとはこれまでに聞いたことがないと述べた。 オーストラリアは、SVに関する作業を続ける中でこの要件を認識するに 至ったと述べた。オーストラリアは、SVには費用がかかるので、魚の計 測に当たって求められる正確性及び精度に関する基準を定めることが重 要であり、また測定されるべき魚の割合、及び測定できなかった魚に関 する解析がどのような影響を及ぼすかについて知ることも重要であると 述べた。
- 30. オーストラリアは、SV による測定を自動化するために同国が行ってきた作業の概要、この作業を通じて何を学んだのか、及びオーストラリアが克服する必要がある積残しの課題(SV の導入を可能とするためにこれらの課題を解決できるようにするべく EC によってなされるべき決定(データ基準など)を含む)に関する文書を CCSBT 26 に提出することを約束した。

4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告

31. メンバーのプロジェクトに関する報告は行われなかった。

議題項目 5. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

- 32. 第 5 回戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG 5) を主催したオーストラリア は、2018 年 3 月に開催された SFMWG 報告書 (別紙 9 のとおり) につい て説明した。
- 33. ニュージーランドは、SFMWGにより検討された問題のうちの1つは TACの国別配分、特に非メンバー及び新メンバーに対する配分のルール を定めるかどうかであったことを指摘した。ニュージーランドは、特に 非メンバーの SBT 漁獲量に関する CC の検討結果を踏まえて、非メンバーがメンバーとなる際の考え得るアプローチの検討を予定すべきである と述べた。
- 34. 日本は、新メンバーに対する国別配分量については新メンバーがどれ程の国別配分量を求めているのかに対し既存のメンバーがどの程度の国別配分量を有しているかについて考慮すべきであること、及び TAC が増加するタイミングであればメンバーにとってもそうした国別配分量について検討しやすいと考えられることを述べた。

35. ECは、SFMWG会合報告書を承認するとともに、その勧告について留意した。

議題項目 6. 遵守委員会からの報告

- 36. 遵守委員会の独立議長であるフランク・ミーア氏は、**別紙 10** の CC 13 報告書について説明した。
- 37. CC 議長は、報告書のうち作業計画(パラグラフ 111)、EC に対する勧告(パラグラフ 115)及び EC に対する留意事項(パラグラフ 116)について強調するとともに、生産的な会合となったことについて参加者に感謝した。
- 38. EC は、以下の事項についてはさらなる検討が必要であることに留意しつっ、CC 13 会合の報告書及び勧告を採択した。
 - 一部のメンバーは、グローバル・トレード・アトラス (GTA) は貿易 データに関する公式情報として見なすことができるものなのかどうか についての懸念を表明し、事務局に対し、貿易データ統計に関する代 替的な情報ソースについて調査するよう要請した。
 - EU は、過去 4-5年において全く SBT を漁獲していないこと、また EU は多くのメンバー国を抱えており非常に複雑な状況にあることを述べた。このため EU は、EU において QAR に取り組む機会を得たとしても、提案されている QAR のオプションが代表性を有するものとなるのかどうか、また意味のある結論を導くことになるのかどうかについての懸念を有している。EU は、EU の QAR についてより情報のある状況下で決定を下すことができるよう、2019年の休会期間中にさらに情報提供を行う予定である。
 - 台湾は、新メンバーによる CCSBT への参加を奨励する方向性については前向きではあるものの、いかなる新メンバーの加入受け入れも既存のメンバーの権利を毀損しないよう確保することに注意を払うべきであり、またいかなる新メンバーも、CCSBT への参加の前に、CCSBT 条約及び同委員会の決議及び保存管理措置 (CMM) を遵守するというコミットメントを確認すべきであると述べた。
 - 事務局、バードライフ及びメンバーが協力して策定する提案 (ERS 措置に関するアウトリーチ/教育活動及び措置の遵守状況の確認を通じた ERS 措置の実施強化に関する提案) については、当該提案を進める前にメンバーによって合意される必要があることが留意された。
 - 1つのメンバーは、是正措置政策に基づく是正措置が必要とされるような非遵守問題は何ら確認されなかったものの、例えば帰属漁獲量の報告といったいくつかの問題が確認されており、メンバーはこうした不備を是正するべく作業すべきであると述べた。
- 39. ECは、CC 13 会合報告書を承認し、その勧告に留意した。

- 40. さらに、
 - ECは、別紙 11 のとおり、毎年開催する遵守専門作業部会の付託事項 に合意した。
 - ニュージーランドは、CCSBT 26 による検討に向けて、現行の CC/EC に対する年次報告書テンプレートを再構成及び改善するためのプロセスを主導することを申し出た。1 つのメンバーは、メンバーに対する負担が増すこととならぬよう、当該テンプレートに何らかの新しい義務を追加するのであれば、既存の義務のうちの一部を削除すべきであると述べた。

議題項目 7. 拡大科学委員会からの報告

- 41. 拡大科学委員会の独立議長であるケビン・ストークス氏は、文書 CCSBT-EC/1810/10 及び CCSBT-EC/1810/18 に概要をとりまとめた ESC 会 合報告書について説明した。ESC 報告書の全体は**別紙 12** のとおりである。
- 42. HSIは、ESC議長に対し、産卵場の魚の体長に基づく過剰漁獲の証拠に関する懸念、非メンバーによる漁獲及び違法漁業を ESC としてどのように考慮しているのか、ESC は 2035 年までに初期資源の 0.30 又は 0.35 まで再建するというフォーカスに縛られすぎているのではないか、また ESC は気候変動によるリスクについて検討したのかどうか等、ESC からの助言の性質について質問した。これらの質問に対し、ESC 議長は以下のとおり述べた。
 - ESC 議長は、産卵場の魚の体長から過剰漁獲の証拠を得たとは認識しておらず、また体長に関しては様々な解釈が可能である(より多くの小型魚が出現しているとポジティブに捉えることができる一方、これはサンプリングの問題である可能性も指摘されている等)とした。
 - ESC は、死亡量に関する最良のデータを欲しているものの、現に利用可能な情報でもって対応しなければならない。管理方式 (MP) では、未考慮死亡量に関する不確実性を取り扱うための頑健性試験を行っている。
 - 現行のオペレーティング・モデル (OM) 及び試験の初期条件を踏ま え、SFMWG からの指示に合致するように CMP を絞り込んだが、2019 年に OM がアップデートされ、より幅広い目標を検討することもでき る。
 - 気候変動に関する直接的な検討はしていないが、MPでは頑健性試験 プロセスの一環として生産力について幅広く検討しており、またメタ ルール及び例外的状況に関する手続きにより、試験された範囲の外に ある状況にも対応可能である。
- 43. 会合は、新 MP の仕様及び望ましい挙動(目標とする産卵親魚資源量の水準に達するまでのスケジュールを含む)に関して MP の開発者に与え

る指針について検討した。2018年3月のSFMWGによる指針を維持するが、開発者に対し、必要に応じて、また実施可能な場合は別のシナリオを探求及び報告する柔軟性を与えることが合意された。オペレーティング・モデル(OM)は2019年に新たなデータを加えてアップデートされること、及びその結果として本年の試験においては不適切な挙動(例えば大幅なTAC減少又は大幅なTACの変動)を示したシナリオがやや異なる挙動を示す可能性があり、再検討される可能性もあることが留意された。さらに、各候補管理方式(CMP)のパフォーマンス統計の中に、2030年までに初期産卵親魚資源量の30%に達する可能性を新たに追加することが合意された。

- 44. 長年にわたって未解決であったオーストラリア蓄養及び日本市場のアノマリーの可能性に関する問題を解決するための方法論を定めるための独立パネルにかかる ESC からの提案、及びこの提案がこれらの分野の問題の解決に有効と考えられるのかどうかについて、相当の議論が行われた。メンバーは、研究が行われる前にその有効性を判断することはできないことについて一般的に合意したが、一部のメンバーは、これは問題の解決に向けた第一歩であるとした。一部のメンバーは、これが唯一の解決策であり、かつ費用を削減できるならば提案を受け入れるとした。議論の際、オーストラリアは、同国の CDS データは機密情報であり、方法論が提示され、かつ当該方法論が決定的な結果を提示することができるかどうかをオーストラリアが評価できるまでは、これらの CDS データを第三者による解析のために提供することは確約できないことを明確化した。
- 45. オーストラリアがステレオビデオモニタリングを導入すれば、蓄養に関する方法論の調査は必ずしも必要ではないとの指摘がなされた。オーストラリアは、SVの自動化、費用対効果及びその他の問題について現在も調査中である。EUは、ICCATにより利用されているくろまぐろのステレオビデオモニタリングに関する情報提供を申し出た。EUは、当該システムは正確かつ効率的で、実績のある技術であると述べた。オーストラリアは、この件についてEUと議論することにやぶさかではないもののオーストラリアの操業方法は地中海のそれとは異なっており、必ずしも当該技術をそのまま移転できるとは限らないと述べた。
- 46. また会合は、非メンバーによる漁獲量についても検討した。非メンバーによる漁獲に対する懸念があること、及びより良い推定値が必要であるものの特にファインスケールデータなしにはその推定は困難であることが合意された。推定値を得るにあたっては過去の研究と同様に WCPFC 及び IOTC のデータを利用すること、IOTC との間で、WCPFC との MoU と同様のデータ交換に関する MoU を追求することが提案された。日本は、ファインスケールデータについてはケースバイケースにより資源評価の目的にのみ提供可能であると述べた。この点について合意はなかったが、ESC において本件に関する常設議題項目があること、非メンバーの漁獲のタイプ及びその数量をどのように推定するかに関するメンバーからの文書提出が必要と考えられることが留意された。

- 47. 会合は、市場調査は未考慮死亡量の可能性の特定に利用し得る1つの手法であるとした。TRAFFICによる中国市場調査の結果は、一部のSBT漁獲物が正しく計上されていないことを示す一例である。会合は、市場調査に関して、その結論における不確実性(例えば、CCSBTは日本市場調査の結果に不確実性があるのかどうかについて未だに解決していない)を回避するために慎重に設計される必要があることに留意した。1つのメンバーは、未考慮死亡量の確認にあたっては改善された漁業モニタリングが市場調査への依存度を低くするものと考えられると述べた。
- 48. 1つのメンバーは、非メンバーによる漁獲が問題である一方、メンバーによる漁獲量の過小報告の方がより大きな問題である可能性があると述べた。もう1つのメンバーは、メンバーの漁獲量の過小報告の問題が解決されない限り、新 MP に同意することは困難であると述べた。OM はメンバーの漁獲量に関する不確実性を既に考慮しており、また勧告されている全体 TAC はそうした不確実性に対して頑健であることが明確化された。しかしながら、このアプローチにより無関係のメンバーに対するTAC の国別配分量に負の影響が及んでいる可能性があるので、このこともまた問題である可能性がある。
- 49. EC は、ESC 23 会合報告書を承認するとともに、ESC からの勧告に留意 した。

議題項目 8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量)

- 50. 議長は、EC は 2018 年漁期から帰属 SBT 漁獲量の全面的実施を開始することに合意していると述べ、各メンバーがそれぞれの SBT 死亡量をどのように考慮したのかに関する議論を促した。
- 51. オーストラリアは、電子モニタリングの導入以降、同国のログブック情報が改善したことを報告し、他のメンバーに対し、特にオブザーバーカバー率が低いことを踏まえると、どのようにしてログブックとオブザーバーデータとの間における投棄量の相違を検証することができているのかを質問した。この質問に対し、
 - 日本は、同国船団において即時漁獲情報調査計画 (RTMP) データと オブザーバーデータとの間に不調和はないと述べた。
 - 韓国は、自国の投棄死亡量を推定するためにオブザーバーデータを活用していること、同国漁船には投棄量をログブックに記録する義務があること、及び同国はログブックデータとオブザーバーデータとを照合していることを説明した。
 - 台湾は、日別ログブックデータとオブザーバーデータを活用しており、正確なデータを提出することができていると確信していると述べた。台湾は、電子モニタリングにかかる試験を行ってきたが、まだ初期段階にあり SBT 船団には導入していないとした。

- 52. オーストラリアは、電子モニタリングの導入により過去のデータには見られなかった不調和が明らかにされたと述べ、メンバーに対し、それぞれのデータを確認するための方法を引き続き模索するよう奨励した。同国は、電子モニタリングは効果的なアプローチであると述べ、メンバーに対し、将来的には電子モニタリングの導入を検討するよう奨励した。
- 53. オーストラリアは、同国の政策は常に投棄を防止してきたものであって、生存かつ活力のある魚の放流のみを認めており、申告されていない魚の投棄が検知された場合には罰則が科されることを説明した。
- 54. ニュージーランドの遊漁漁獲死亡量の推定値に関する質問に対し、同国は以下のとおり回答した。
 - ニュージーランドの推定遊漁漁獲量には、チャーター船による漁獲量と一般市民による漁獲量の両方が含まれている。
 - チャーター船は SBT に関する報告を行う義務があるが、他の漁獲量については船着場ベースの調査及びゲームフィッシングの記録から推定された。
 - 遊漁者向けのアローワンス 40 トンというオプションは、協議のベースとして遊漁セクターから提示されたものである。直近のシーズンにおける暫定推定値は 12 トンである。ニュージーランドは、潜在的な漁獲について懸念を有しており、数量制限及び/又はボート毎の制限を課すことを検討している。この協議の結果として、遊漁セクターに対する現状の国内漁獲アローワンスは 20 トンとなっている。

8.2. TAC の決定

- 55. EC は、CCSBT 23 において、CCSBT 管理方式による勧告に基づき、2018 -2020 年の各年の TAC を 17,647 トンに設定することに合意した。
- 56. EC は、2019 年の TAC の変更が必要となるような例外的状況にはなく、2019 年の TAC は引き続き 17,647 トンとなることを確認した。

8.3. 調査死亡枠

- 57. 議長は、会合に対し、2019年における以下のための調査死亡枠 (RMA) として合計 4.0 トンを留保することを ESC が承認したことを述べた。
 - CCSBT 遺伝子標識放流プロジェクト向けの 3.0 トン
 - 日本による西オーストラリアでの若齢魚 SBT 曳縄調査向けの 1.0 トン
- 58. EC は、これらの RMA の要望を承認した。

8.4. TAC の配分

59. 議長は、2018-2020年におけるメンバーに対する国別配分量及び有効漁 獲上限は CCSBT 23において合意されたとおりであり、これらの数量は 文書 CCSBT-EC/1810/11の3ページに提示されていることを述べた。同様 の内容を下表 1 にも示した。EC は、2019年の国別配分量について、 CCSBT 23 の合意のとおりとすることを確認した。

表 1: 2018-2020 年におけるメンバーへの国別配分量 (SBT のトン数)。日本は、2018-2020 年のクオータブロックにおいて、21トンをインドネシアに対して、また 27トンを南アフリカに対して自主的に移譲している。この移譲分は表 1(3)の欄に含まれている。2021年以降の国別配分量を検討する際、日本の数量の開始点は6.165トンとなる。

メンバー	(1)	(2)	(3)
	新たな	ノミナル漁獲量	有効漁獲上限
	国別配分量	の割合	
日本	6165	0.355643	6117
オーストラリア	6165	0.355643	6165
ニュージーランド	1088	0.062779	1088
韓国	1240.5	0.071568	1240.5
台湾	1240.5	0.071568	1240.5
インドネシア	1002	0.057785	1023
欧州連合	11	0.000628	11
南アフリカ	423	0.024387	450

議題項目 9. CCSBT 戦略計画

60. 事務局は、現行の CCSBT 戦略計画及び 5 年間の活動計画に関する背景情報を提供した文書 CCSBT-EC/1810/12 を説明した。ここでは、2018 年に実施する、又は EC 25 で当初の議論が必要となる 2019 年の 5 つの行動事項の検討に重点が置かれた。

改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する

- 61. EC は、次回のパフォーマンス・レビューを 2019 年中に実施する場合、新たな MP は未完成であり、漁業に関する新たな管理目標は利用可能となっておらず、また最新の資源評価結果が 2 年前のものとなることに留意した。他方、パフォーマンス・レビューを 2021 年に実施した場合は、新たな管理目標を携えた新たな MP が完成しており、また最新の資源評価が 2020 年に実施されていることとなる。さらに、2019 年に実施が予定されている UNFSA 非公式協議では RFMO のパフォーマンス・レビューが重点課題となる予定であることから、これらの協議の結果が判明するまでパフォーマンス・レビューの実施を待つのが賢明と考えられる。
- 62. EC は、次回の CCSBT パフォーマンス・レビューを 2021 年まで延期する ことに合意した。
- a) 条約文をレビューレ(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式やERS の管理措置のレビュー

の際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は 基準を組み込む(後者の選択肢がより効率的であることに留意) b) CCSBT への完全な加入資格を漁業主体及びREIO まで拡大するための方法 を策定する

- 63. 条約改正の必要性について様々な見解が表明された。ほとんどのメンバーは、条約改正の優先度は低いものとした。一つのメンバーは、条約改正の必要はないとした一方、他の一部のメンバーは、漁業主体及び REIO がフルメンバーとなる方法を模索すること及び/又は条約を近代化することは重要であるとした。
- 64. 関心を有するメンバーが休会期間中に連絡を取り合い、CCSBT 26 における検討に向けて、条約改正作業計画を含め、条約について熟慮する文書を作成する可能性があることが合意された。

科学委員会に対して、同委員会の作業にまだ組み込まれていない近代的漁業 管理原則及び/又は基準を組み込むよう要請する

- 65. ESC は、EC に対する助言において予防的アプローチに適合する助言を含めるよう既に要請されていること、及び ESC はその助言の中に最先端の科学に由来するものを含む利用可能な最良の科学的情報を取り入れていることが留意された。
- 66. EC は、みなみまぐろにかかる ESC の作業に関して、さらなる漁業管理 原則及び/又は基準を組み込む作業を課す必要はないと考えられること を確認した。

最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込むことを含め、戦略・漁業管理作業部会(SFMWG)の継続的な任務を正式化する

- SFMWG の継続的な任務、会議の名称、付託事項、及び上記 7.1(vii) のレビューの一環として議長に関するアレンジメントを明確に定義する
- SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定をSFMWG の付託事項に含める
- 67. EC は、別紙 13 の改正 SFMWG 付託事項に合意した。

より幅広な当事者の参加及び/又は協力に関する提供方法を調査する

- 68. CCSBT 許可運搬船の旗国である非メンバーにも CCSBT への参加資格を 拡大すること、及び/又は SBT に関連する寄港国及び/又は市場国が CNM となることができるようにすることのメリットが検討された。 さら に、運搬船の旗国をメンバー及び CNM の船籍船のみに限定すべきかどう かに関して相当の議論があった。
- **69.** これらのいずれについても、EC は現状を変更することに合意しなかった。

議題項目 10. 生態学的関連種 (ERS)

10.1. CCSBT のERS に関するビジョンの検討

- 70. オーストラリアは、生態学的関連種作業部会(ERSWG)の作業に対する 重点及び指示を示すためのオプションに関する文書 CCSBT-EC/1810/23 を発表した。会合は、同文書において提案された6つの勧告について検 討した。
- 71. ECは、以下の3つの勧告に関して合意に達した。
 - ERS は引き続き年次会合における常設議題とし、事務局は ERS に関するメンバーのパフォーマンスに関する年次報告を行うこと
 - ECが特定した具体的な課題に対応するため、臨時的に ERSWG を招集 すること
 - 事務局は、ESC 及び CC に対する情報提供のため、ERSWG 報告書を ESC 及び CC に転送すべきこと
- 72. 事務局から提出される報告書は、メンバーの年次報告書及び提出された ERS データから生成した過去3年におけるメンバー別の数量及び種に関するシンプルな報告書であって、メンバーに対して追加的に提出を求めるものではないことが明確化された。

10.2. CCSBT における法的拘束力のある ERS 措置に関する決議

- 73. ニュージーランドは、CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他の RFMO の措置と調和させるための決議案にかかる NZ/EU の合同文書 CCSBT-EC/1810/19 を説明した。
- 74. HSI は、前文に ACAP を追加すること及び RFMO リストに IATTC を追加することを提案したが、これらの提案はメンバーから受け入れられなかった。
- **75.** EC は、**別紙 14** の「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他の RFMO の措置と調和させるための決議」を採択した。
- 76. バードライフ及び HSI は、その見解によれば、同決議は CCSBT の CC において ERS 措置の遵守状況を検討できる形になっておらず、及び同決議は是正措置の実施に対応していないとして失望を表明した。 CCSBT は絶滅のおそれがある海鳥個体群の分布域との重複が最も大きい RFMO であることから、このことは特に問題であると述べた。

10.3. 生態学的関連種作業部会(ERSWG)付託事項

- 77. 事務局は、ERSWG 付託事項に関する文書 CCSBT-EC/1810/13 を説明した。EC は、**別紙 15** の改正 ERSWG 付託事項に合意した。
- 78. EC は、ERSWG 報告書は ESC によるコメントを求めて ESC に提供されること、ERSWG 議長は ESC が行ったコメントを含めて EC に対する説明を行うことが合意された。

議題項目 11. 非メンバーとの関係

- 79. 事務局は、CCSBTと非メンバーとの関係に関する文書 CCSBT-EC/1810/14を説明し、中国、フィジー、シンガポール及び米国に対して遵守委員会会合及び拡大委員会会合に参加するよう招請したが、シンガポール及び米国は CC 13 会合にのみ参加したことを述べた。さらに事務局は、2018年中、特に遵守分野において、CCSBT 事務局及び非メンバー及び他の機関との間で多数のやりとりがあったことを述べた。
- 80. 事務局は、CCSBT 24以降に CCSBT と中国との間で 2 回の連絡があったと述べた。最初の連絡は、中国に対して CCSBT のメンバー、協力的非メンバー又はオブザーバーとなるよう招請することを含む様々な課題について、2017年12月に CCSBT 議長が署名したレターを送付したことであった(このレターに対する返答はなかった)。2回目の連絡は、2018年7-8月に発生した中国船籍船による IUU 漁業活動の疑いに関するレターであった。最初のレターに対する返信はなかったが、2回目のレターに対しては、中国として調査を行う意向を示す簡潔な返答があった。
- 81. 中国に対して CCSBT 会合への参加を招請することに加え、同国に対してより具体的な行動をとるよう求める別のアプローチが提案された。事務局から中国に SBT の漁獲が想定される海域を示した図を提供し、中国に対し、当該水域では中国はえ縄漁船が操業しないよう求めるとともに、VMS を通じて自国はえ縄漁船の位置を監視するよう要請することが提案された。こういったアプローチに対して、会合としての全体的な支持があった。また、メンバーが中国との二国間協議の際にフォローアップを行う機会があれば有益と考えられることが留意された。
- 82. 事務局は、フィリピンに対し、フィリピンは CCSBT の協力的非メンバーとしての地位を維持する資格を有しないとした CCSBT 24 の決定を伝達するための書簡を送付したと述べた。さらに事務局は、米国による CCSBT の CDS への継続的な協力に感謝した。
- 83. EC は以下に合意した。
 - 事務局は、中国、フィジー、シンガポール及び米国に対して CC 14 及び CCSBT 26 への参加を改めて要請するとともに、CC 13 による勧告のとおり、(重要な寄港国となっている)モーリシャスに対しても参加を招請すべきである。
 - CCSBT は、SBT が漁獲される可能性が高い水域での自国船団による操業を回避するよう要請するために中国と連絡をとり、また中国に対して回避すべき具体的な水域の情報を提供すべきである。

議題項目 12. Kobe プロセス

84. 事務局は、Kobe プロセスに関連する活動の最新情報を提供した文書 CCSBT-EC/1810/15 を説明した。

- 85. 本文書では、Kobe 運営委員会(KSC)議長から、5 つのまぐろ類 RFMO による検討のためのコンセプトノートが提供されたことを述べた。この コンセプトノートでは、Kobe プロセスにかかる実際の作業を以下3 つの 主要カテゴリに再編することを提案している。
 - 運営委員会内での協力、情報交換及び調整
 - 特定のトピック (例えば MSE、FAD、混獲、漁獲証明、渉外、科学的ベスト・プラクティス、遵守) に対応する既存の、又は新規の作業部会会合の調整
 - 新たな大規模会合の調整に向けた検討(暫定的な予定では 2019 年 9 月)
- 86. 1 つのメンバーは、BBNJ²プロセスが進行中であると認識することは重要であり、RFMOとしてこの分野で何が起こっているのかに関する共通の見解及び理解を醸成すべきであると述べた。
- 87. Kobe プロセス議長のコンセプトノートに掲げられた 3 つのカテゴリに関して、EC は以下のとおり合意した。
 - 第一の活動、及び Kobe プロセスそのものについては一般的に支持する。
 - 第二の活動のうち、専門小会合のテーマに関する提案の一部について は支持する。
 - 一部のメンバーは、大規模な Kobe IV 会合の主要なテーマに関する情報が何ら利用可能となっていないことから、大規模会合を支持するかどうかに関する立場を留保している。Kobe IV が進められる場合は、各メンバーが、テーマに応じて参加するかどうかを独自に判断することとなる。Kobe IV 会合が有益なものと考えられるかどうかについては、メンバー間に様々な見解があったことが留意された。
- 88. 事務局長は、提案されている9月という会議日程はCCSBTメンバーにとっては理想的ではないこと、予備的な議論では7月の方が良いとされたことを含むECの助言に留意しつつ、KSC議長に対して返答する予定である。一つのメンバーは、他の全メンバーに対し、Kobeプロセスに引き続き参加するとともに他のRFMOにおいても当該プロセスを促進するよう奨励した。

議題項目 13. その他の機関との活動

13.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

89. 議長は、その他の機関との活動に関する事務局文書 CCSBT-EC/1810/16 に総括された本議題項目について紹介した。

_

²国家管轄外区域における海洋生物多様性

- 90. CCSBT オブザーバーとしてのメンバーの義務の一環として、メンバーは 以下の報告を行った。
 - 第14回中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合に関する韓国の報告(CCSBT-EC/1810/25)
 - 第 36 回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) 年次 会合に関するオーストラリアの報告 (CCSBT-EC/1810/20)
 - 第22回インド洋まぐろ類委員会(IOTC)総会に関するインドネシアの報告(CCSBT-EC/1810/24)
 - 2018年(第93回)全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)年次会合に関する台湾の報告(CCSBT-EC/1810/22)
 - 第 25 回大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 通常会合に関する日本の報告 (CCSBT-EC/1810/21)
- 91. 2018/19年において、以下のメンバーが CCSBT を代表して他 RFMO に対するオブザーバーを務めることが合意された。
 - 韓国は、引き続き WCPFC のオブザーバーとなる。
 - オーストラリアは、引き続き CCAMLR のオブザーバーとなる。
 - インドネシアは、引き続き IOTC のオブザーバーとなる。
 - 日本は、引き続き ICCAT のオブザーバーとなる。
 - 台湾は、引き続き IATTC のオブザーバーとなる。

13.2. CCAMLR との「取決め」のレビュー

- 92. 事務局は、CCSBT と CCAMLR との間における現行の取決めに関して、 文書 CCSBT-EC/1810/16 の第 2 セクションを説明した。この取決めはレビューの時期を迎えており、この取決めを更新するかどうかについての両委員会による決定が必要となっている。事務局は、現行の取決めは包括的取決めとして適切であると考えており、現状の形で取決めを更新することは受け入れ可能であることを確認した。
- 93. メンバーは、協力の強化を促進するための実施計画案並びに会合参加にかかる相互招請の現状について質問した。実施計画については検討のごく初期段階にあることが確認された。また、会合参加の相互招請については既に実施されているが、CCSBT事務局長はCCAMLR会合には参加しておらず、その代わりにオーストラリアがCCSBTオブザーバーとしてCCAMLRに参加している。CCAMLRの科学担当官は、一度、CCSBTのERSWGに参加したことがある。
- 94. EC は、**別紙 16** のとおり、CCSBT と CCAMLR との間の取決めを更新することに合意した。

議題項目14. データ及び文書の機密性

14.1. 2018 年の報告書及び文書の機密性

- 95. 議長は、2018年の報告書及び会合文書として提出された文書の機密性に 関する文書 CCSBT-EC/1810/17 (Rev.2) を紹介した。
- 96. 会合は、以下の例外を除き、CCSBT 25 の下での全ての会合報告書及び会合に提出された文書が公開されることに留意した。
 - 文書 CCSBT-ESC/1809/04 の別紙 A
 - オーストラリアから提出された提出された文書 CCSBT-ESC/1809/16 及び CCSBT-CC/1810/BGD 04「日本市場に関する 2018 年のアップデート」
 - 日本から提出された文書 CCSBT-ESC/1809/30 及び CCSBT-CC/1810/BGD02「日本国内市場におけるミナミマグロ流通のモニタリング」
 - 日本から提出された文書 CCSBT-ESC/1809/31「第 22 回 ESC レポート の付属 7 を基にした、ミナミマグロ市場モニタリング調査のサマリー ポイント」
 - 非メンバーによる漁業活動及び貿易/市場形成の可能性に関する事務 局文書 CCSBT-CC/1810/20、及び非メンバーとの関係に関する文書 CCSBT-EC/1810/14
- 97. 最後2つの事務局文書を除く上記の全ての文書は、別の機密文書の情報を参照しているために機密として区分された。最後2つの事務局文書は、これらの文書では船名を特定して船舶の活動が具体的に示されており、またこれらの事件について旗国が調査中であることから機密扱いとされた。

議題項目 15. 2019 年の会合

- 98. EC は、次回の ERSWG 会合を 2019 年に開催するかどうかについて検討した。議題に海鳥類のリスク評価、さめ類に対する脅威の評価、並びに ERSWG 付託事項に関連するその他の事項を含めるとの提案に対して全体的な支持があった。
- 99. EC は、ERSWG を 2019 年にキャンベラで開催することとし、会合日程については事務局長により休会期間中に決定されることが合意された。当初の意向として、会合日程は4月又は5月とする可能性が示唆された。
- 100.2019年の会合日程を以下のとおりとすることが合意された。
 - オペレーティング・モデル及び管理方式に関する非公式技術会合、ケープタウン(南アフリカ)、2019年9月1日
 - 拡大科学委員会会合、ケープタウン(南アフリカ)、2019年9月2-7 日
 - 遵守専門作業部会非公式会合、ケープタウン(南アフリカ)、2019年 10月9日

- 遵守委員会会合、ケープタウン(南アフリカ)、2019年10月10-12日
- 拡大委員会会合、ケープタウン(南アフリカ)、2019年 10月 14-17日
- 101.事務局長は、休会期間中の OMMP 会合(5 日間) について、当該会合の 過去の例に従って、科学者との議論を踏まえて 2019 年 6 月中の適切な日 程を決定する予定である。

議題項目 16. 第 26 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び 副議長の選出

- 102. 議長は、メンバーに対し、CCSBT 26 に付属する拡大委員会の議長及び副議長の候補者を指名するかどうかを尋ねた。
- 103. 候補者は指名されなかったので、議長は、次回会合の議長及び副議長は 過去の方式及び会合主催のローテーションに従って決定されると述べ た。このため、南アフリカが拡大委員会議長を指名し、日本が副議長を 指名することとなる。
- 104. 南アフリカは、CCSBT 25 の終了後速やかに CCSBT 26 に付属する拡大委員会の議長を指名する予定である。日本は、副議長として太田慎吾水産庁資源管理部審議官を指名した。

議題項目 17. その他の事項

17.1. 科学諮問パネル

- 105. 議長は、会合に対し、ジョン・ポープ教授が科学諮問パネルから引退したこと、及び ESC はポープ氏に替わる新たな専門家を迎えることは重要と助言したことを述べた。
- 106.EC は、新たな専門家をパネルとして任命すること、及び新たな専門家は全てのメンバー政府から独立しており、何らの影響下にもないことが必要であることが合意された。
- 107.新たな科学諮問パネルメンバーの選出基準が**別紙 17** のとおり合意された。
- 108.また会合は、新たなパネルメンバーの選出プロセスについて以下のとおり合意した。
 - メンバーは、本年11月末までに、選出基準を満たす候補者にかかる推薦状を事務局に提出する。推薦状には、候補者のCVを含めるべきである。これを受けて、事務局は、ESC議長の選定の際に行った方法と同様の方式により、休会期間中に投票/選出プロセスを進める。このプロセスには以下が含まれる。
 - 。 事務局は、メンバーがそれぞれの選好順のランク付けを行うことが できるよう、候補者の CV を配布する。

- o 事務局がランキングを集計する。
- o 最高得点の候補者が特定される。
- o メンバーに対し、最高得点の候補者が通知される。

議題項目 18. 閉会

18.1. 報告書の採択

109.会合報告書が採択された。

18.2. 閉会

110.会合は、2018年10月18日午後12時57分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1. 参加者リスト
- 2. 議題
- 3. 文書リスト
- 4. メンバーのオープニング・ステートメント
- 5. オブザーバーのオープニング・ステートメント
- 6 みなみまぐろ保存委員会手続規則 (CCSBT 手続規則のうち合意 された規則10の変更部分の抜粋)
- 7 財政運営委員会報告書
- 8 2019年の ESC 会合におけるオーストラリア蓄養解析及び日本市 場解析に関する議論の付託事項
- 9 第5回戦略・漁業管理作業部会報告書
- 10 第 13 回遵守委員会会合報告書
- 11 遵守専門作業部会付託事項
- 12 第 23 回科学委員会報告書
- 13 戦略·漁業管理作業部会付託事項
- 14 CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の 措置と調和させるための決議
- 15 生態学的関連種作業部会付託事項
- 16 みなみまぐろ保存委員会と南極の海洋生物資源の保存に関する 委員会との間の取決め
- 17 科学諮問パネルの選出基準及び任期

参加者リスト 第25回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
EXTENDE	D COMMISSION	ON CE	IAIR					
Kristofer	DU RIETZ	Mr		Directorate- General for Maritime Affairs and Fisheries				kristofer.du- rietz@ec.europa.eu
COMPLIA	NCE COMMIT	TTEE (CHAIR					
Frank	MEERE	Mr			Australia			fmeere@aapt.net.au
SCIENTIFI	C COMMITT	EE CH	IAIR					
Kevin	STOKES	Dr			NEW ZEALAND			kevin@stokes.net.nz
MEMBERS	S							
AUSTRALI Cindy	IA BRISCOE	Ms	Deputy Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		cindy.briscoe@agriculture.gov .au
Laura	TIMMINS	Ms	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 62716 359		laura.timmins@agriculture.gov .au
Simon	NICOL	Dr	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4638		simon.nicol@agriculture.gov.a u
Matthew	DANIEL	Mr	Manager SBT Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338		Matthew.Daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.a u
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 1146, Port Lincoln, SA, 5606, Australia	61 (0) 419 840 299		austuna@bigpnd.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia			terryromaro@aol.com
EUROPEA	N UNION							
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), 1000 Brussels, Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.e u
Hilario	MURUA	Dr	Principal Researcher	AZTI Marine Researh Division	Herrera Kaia, Portualdea z/g Pasaia Gipuzkoa 20110 Spain	34 667 174 433		hmurua@azti.es
	NTITY OF TA				0E N 100 G	0010	0010	
Ming-Fen	WU	Mr.	Senior Technical Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 2332 7396	mingfen@ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 2332 7396	minghui@ms1.fa.gov.tw
TsungYueh	TANG	Mr.	Scretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2368 0889 #153	886 2 2368 6418	tangty@ofdc.org.tw
Winston Yu- Tsang	WU	Dr.	Assistant Porfessor	Soochow University, Taiwan	70, Linhsi Road, Shihlin, Taipei 111, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2881 9471 ext 6267	886 2 2881 2437	ytwchc@gmail.com
Chieh Han	YANG	Mr.	Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	2 Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 534		chyang03@mofa.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	35190 70	62 21 34530 08	tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Research Institute for Tuna Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia	62 361 72620 1		fahmi.p4ksi@gmail.com
JAPAN Shingo	OTA	Mr	Counsillor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3504 2649	shingo_ota810@maff.go.jp
Takahiro	ARA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3504 2649	takahiro_ara020@maff.go.jp
Teruo	KITADE	Mr	Assistant Director,	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	teruo_kitade850@maff.go.jp
Yuichiro	KIRIKI	Mr	Official	Ministry of Foreign Affairs of Japan	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	yuichiro.kiriki@mofa.go.jp
Shun	OGAWA	Mr.	Deputy Director	Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	ogawa-shun@meti.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr	Group Chief	Research	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yuta	SUZUKI	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co- operative Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Satoru	SHIMIZU	Mr	Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101- 8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	s-shimizu@zengyoren.jf- net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101- 8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito98@hotmail.com
NEW ZEAI								
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Fisheries New Zealand	Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022	64 09 820 7686	64 09 820 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Highly Migratory Species Manager	Fisheries New Zealand	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140			dominic.vallieres@mpi.govt.n z
Jo	LAMBIE	Ms	Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140			jo.lambie@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160	64 04 439 8070		sophie.kalderimis@mfat.govt. nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC	OF KOREA							
Chan Soo	PARK	Mr	Deputy Director	International Cooperation Division, Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94 Dasom 2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Republic of Korea	200 5339	82 44 200 5349	parkchansoo@korea.kr
Zang Geun	KIM	Dr	Invited Scientist	National Institute of Fisheries Science	216 Gijang- Haeanro, Gijang- eup, Gijang-gun, Busan, 46083, Republic of Korea	720 2333	82 51 720 2337	zgkim5676@gmail.com
Ayoung	KIM	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-daero, Sejong, Republic of Korea	82 44 868 7832	82 51 720 2337	aykim@kofci.org
Ho-Jeong	JIN	Mr	Deputy General Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6F, 83 Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	jackiejin@kosfa.org
Jung Hoon	HWANG	Mr	Manager	DONG WON FISHERIES CO.,LTD.	#569-34, Shinpyong- Dong, Busan, Korea	82 10 6680 2871		jhh@dwsusan.com
Kyungpill	KIM	Mr	Staff	Dongwon Industries	68, Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	589	82 2 589 4397	kp2714@dongwon.com
Ducklim	KIM	Mr	Assistant Manager	SAJO INDUSTRIES CO.,LTD.	(03740) 107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	4057	365	jackiejin@kosfa.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
SOUTH AF	RICA							
Asanda	NJOBENI	Mr	Acting Chief Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018 South Africa	27 214 023 019	27 214 215 151	AsandaN@daff.gov.za
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018 South Africa	27 214 023 048	27 214 023 734	QayisoMK@daff.gov.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	South African Tuna Longline Association		27 217 905 019	27 217 906 783	secretary@satla.co.za
Don	LUCAS	Mr	President	Tuna South Africa (Pty) Ltd	P.O. Box 3277, Cape Town, R.S.A	27 834 599 959		don@tunasa.co.za
OBSERVE								
Stephanie	INTERNATION WINNARD		International Marine Project Manager	BirdLife International	The Lodge, Sandy, Beds, SG19 2DL, UK	44 1767 69036 3	n/a	stephanie.winnard@rspb.org.u k
HUMANE S	SOCIETY INTE	RNA	ΓΙΟΝΑL					
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
WWF Aiko	YAMAUCHI	Dr	Oceans and Seafood Group Leader	WWF Japan	Mitakokusai Bldg 3F, Mita 1- 4-28, Minato- ku, Tokyo, 108- 0073, Japan	81 3 - 3769 1718		ayamauchi@wwf.or.jp
INTERPRE	TERS							
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
CCSBT SECRETARIAT							
Robert	KENNEDY	Mr Executive Secretary	•				rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr Deputy Executive Secretary	;	PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282	6282 6282	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr Database Manager			8396		CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms Compliar Manager	ice				siball@ccsbt.org

議題

第 25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 2018 年 10 月 15-18 日 ニューカレドニア、ヌメア

- 1. 開会
 - 1.1. 第 25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. オブザーバー
- 2. 事務局からの報告
- 3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
- 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用のレビュー 4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告
- 5. 戦略・漁業管理作業部会からの報告
- 6. 遵守委員会からの報告
- 7. 拡大科学委員会からの報告
- 8. 総漁獲可能量及びその配分
 - 8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量
 - 8.2. TAC の決定
 - 8.3. 調査死亡枠
 - 8.4. TAC の配分
- 9. CCSBT 戦略計画
- 10. 生態学的関連種作業部会(ERS)
 - 10.1. CCSBT の ERS に関するビジョンの検討
 - 10.2. CCSBT における法的拘束力のある ERS 措置に関する決議
 - 10.3. 生態学的関連種作業部会(ERSWG)付託事項
- 11. 非メンバーとの関係

- 12. Kobe プロセス
- 13. その他の機関との活動
 - 13.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告
 - 13.2. CCAMLR との「取決め」のレビュー
- 14. データ及び文書の機密性14.1. 2018年の報告書及び文書の機密性
- 15. 2019年の会合
- 16. 第 26 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
- 17. その他の事項 17.1. 科学諮問パネル
- 18. 閉会
 - 18.1. 報告書の採択
 - 18.2. 閉会

文書リスト 第 25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1810/)

- 1. Provisional Agenda
- 2. List of Participants
- 3. Draft List of Documents
- 4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
- 5. (Secretariat) Draft Revised 2018 Budget (Rev.1) (EC agenda item 3)
- 6. (Secretariat) Draft 2019 and indicative 2020 2021 Budgets (EC agenda item 3)
- 7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction (EC agenda item 4)
- 8. (Secretariat) Report from the Strategy and Fisheries Management Working Group (EC Agenda item 5)
- 9. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 6)
- 10. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee (EC agenda item 7)
- 11. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 8)
- 12. (Secretariat) CCSBT Strategic Plan (EC agenda item 9)
- 13. (Secretariat) Terms of Reference for the Ecologically Related Species Working Group (ERSWG) (EC Agenda item 10.3)
- 14. (Secretariat) Relationship with Non-members (EC agenda item 11)
- 15. (Secretariat) Kobe Process (EC agenda item 12)
- 16. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 13)
- 17. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (Rev.2) (EC agenda item 14)
- 18. (SC Chair) Presentation of the Report of the 23rd Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee (EC agenda item 7)
- (European Union and New Zealand) Draft Resolution to Align CCSBT Ecologically Related Species measures with those of other tuna RFMOs (EC Agenda item 10.2)
- 20. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 36th Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (EC Agenda item 13.1)
- 21. (Japan) Report from the CCSBT Report to the 25th Regular Meeting of International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (EC Agenda item 13.1)
- 22. (Taiwan) Report from the CCSBT Observer (TAIWAN) on the 2018 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (EC Agenda item 13.1)

- 23. (Australia) Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna Options for providing focus and direction to the work of the Ecologically Related Species Working Group (EC Agenda item 10.1)
- 24. (Indonesia) Report from the CCSBT Observer to Twenty Second Session of the Indian Ocean Tuna Commission (Rev.1) (EC Agenda item 13.1)
- 25. (Korea) Report from the CCSBT Observer to the Fourteenth Regular Session of the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC) (EC Agenda item 13.1)

(CCSBT-EC/1810/Rep)

- 1. Report of the Thirteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2018)
- 2. Report of the Twenty-Third Meeting of the Scientific Committee (September 2018)
- 3. Report of the Ninth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2018)
- 4. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)
- 5. Report of the Twenty-Fourth Annual Meeting of the Commission (October 2017)
- 6. Report of the Twelfth Meeting of the Compliance Committee (October 2017)
- 7. Report of the Twenty-Second Meeting of the Scientific Committee (September 2017)
- 8. Report of The Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2017)
- 9. Report of the Twenty-Third Annual Meeting of the Commission (October 2016)
- 10. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

(検討される可能性がある遵守委員会会合文書)1

(CCSBT-CC/1810/SBT Fisheries -)

Australia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

European Union Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Indonesia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

 1 CC 会合に提出された文書であって、メンバーが拡大委員会(EC)会合においても検討を希望する可能性がある文書である。これらの文書に改めて文書番号を付与することはない。

Japan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

Korea Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.2)

New Zealand Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

South Africa Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

Taiwan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

(CCSBT-CC/1810/)

1. Provisional Agenda

- 2. List of Participants
- 3. List of Documents
- 4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (CC agenda item 2.1)
- 5. (CCSBT) Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: South Africa (CC agenda item 2.2)
- 6. (Secretariat) Operation of CCSBT Measures (CC agenda item 3)
- 7. Update on the IMO Ship Identification Number Scheme (and possible revisions to CCSBT's Authorised Vessel Resolution) (CC agenda item 3)
- 8. (Secretariat) CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) (CC agenda item 4.1)
- 9. (Secretariat) Information Gaps in the CCSBT's Current VMS Arrangements (CC agenda item 4.2)
- 10. (Secretariat) Review of CCSBT's Minimum Standards for Inspection in Port Resolution (and consideration of options to effectively monitor seabird mitigation measures) (CC agenda item 4.3)
- 11. (Secretariat) Draft Revised CCSBT Compliance Plan and Review of Compliance Risks (CC agenda item 5.1, 6.1)
- 12. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (CC agenda item 5.2)
- 13. (Secretariat) Draft Revised Corrective Actions Policy (CPG3) (CC agenda item 5.3)
- 14. (Secretariat) Draft Revised MCS Information Collection and Sharing Policy (CPG4) (CC agenda item 5.4)

- 15. (CCSBT) Final Report on the Overall 2018 QAR Programme (CC agenda item 5.5)
- 16. (Secretariat) Proposed Revision of the Template for the Annual Report to the Compliance Committee and Extended Commission (CC agenda item 5.6)
- 17. (Secretariat) Update on the Transhipment Memorandum of Cooperation (MoC) with the WCPFC (CC agenda item 5.7)
- 18. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance Network (IMCSN), the Tuna Compliance Network (TCN), (Inter-)Governmental Bodies and Other Organisations (CC agenda item 5.8)

19. (Secretariat) Compliance Assessment Process (CC agenda item 6.2)

- 20. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity & Trade/ Emerging Markets (Rev.1) (CC agenda item 6.3)
- 21. (Secretariat) Review of the Implementation of the ERS Recommendation (Rev.1) (CC agenda item 7)
- 22. (Secretariat) Proposal to Upgrade CCSBT's Database and Develop On-line Data Submission/Data Access Facilities for Members (CC agenda item 8)
- 23. (Secretariat) AIS Analysis Project Proposal (CC Agenda item 10.1)
- 24. (New Zealand) Review of Compliance Committee Arrangements (CC Agenda item 5.9)
- 25. (Australia) WCPFC's progress on the development of e-monitoring standards (CC Agenda item 6.3)

(CCSBT-CC/1810/BGD)

- (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme
 (CDS) Resolution (Previously CCSBT-CC/1710/08 Rev.1) (CC Agenda item 4.1)
- (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2018 update (*Previously* CCSBT– ESC/1809/30)
 (CC Agenda item 2.2)
- 3. (Secretariat) Consolidation and Revision of CCSBT's Two VMS Resolutions (Previously CCSBT-CC/1710/09) (CC Agenda item 4.2)
- 4. (Australia) Japan Market Update 2018 (*Previously* CCSBT-ESC/1809/16) (CC Agenda item 2.2)

(CCSBT-CC/1810/Info)

2. (BirdLife International) Monitoring compliance with seabird mitigation measures through port inspection- determining minimum standards (CC Agenda item 4.3)

3.	(BirdLife International) A new method using AIS data to obtain independent compliance data to determine mitigation use at sea (Rev.1) (CC Agenda item 7)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

おはようございます。

まず始めに、オーストラリア代表団を代表して、本会合を主催してくださった欧州連合及びフランス領ニューカレドニアに感謝を申し上げるとともに、 我々に対する暖かな歓迎とこの素晴らしい会議施設に感謝いたします。

また、会合に参加してくださった拡大委員会議長のドゥリッツ氏、またこの 会合に向けて1年を通じて作業をしてくださった事務局にも感謝を申し上げ ます。

さらに、複雑な議論に遅れずに合わせていくという難しいタスクをいつも課してしまいますが、非常に頼りにしている通訳者の皆様に対しても、予め感謝を申し上げたいと思います。

当委員会は、みなみまぐろの管理において極めて重要な役割を有しており、またみなみまぐろ漁業はオーストラリアにとって非常に重要なものであります。我々の作業は、国際社会における重要な一側面であります。私は、オーストラリアの CCSBT コミッショナーとしての任に就いたことを光栄に感じており、皆々様とともに作業を行っていくことを楽しみにしております。私は、本会合の代表団のうちの何名かの方は委員会の設立より以前からこれらの問題についての作業に携わってきたということを聞き、感銘を受けております。私は、私が既に受けた歓迎と、会合における私の新たな責任に対するサポートについて感謝を申し上げる次第です。

オーストラリアは、みなみまぐろ資源がいくらかの回復の兆しを見せているというポジティブなニュースに留意しております。しかしながら、産卵親魚資源量は引き続き低位であることを踏まえれば、我々は予防的であり続けなければなりません。

25回目の年次会合というものは、どの機関においても特別なマイルストーンであります。オーストラリアは、既に強固なものとなっている基盤をベースに、我々の管理取決めを確立し、調整し、また改善していくことが当委員会における今後の作業であると理解しております。本年、我々は、新たな管理方式の性質及び目的について引き続き審議をすることになります。

オーストラリアは、拡大科学委員会において素晴らしい進捗がなされたものと考えており、また委員会として来年の会合の際に新たな管理方式に関する決定を行うには良い状況にあるものと考えています。私は、今後数日間にわたってこの件について議論することを楽しみにしております。オーストラリアとしては、委員会は前向きに、また緊急的な課題に対していつでも対処する用意ができている必要があると考えています。

我々の観点からの緊急的な課題とは、

- 非メンバー漁獲量の取扱い、
- 国レベルでの帰属漁獲量の全面的計上を確保し、このことについて 我々が用いているプロセス及び仮定に対して透明であること、
- 海洋環境に対する我々の影響を最小化するため、他の地域漁業管理期間との緊密な作業を含めて、生態学的関連種に関する問題に対応すること、
- 長期的に持続可能な財政措置と、メンバーに持続不可能な負担を課することなく委員会の重要な作業を継続していけるよう確保することとの間で正しいバランスをとることです。

オーストラリアは、CCSBTにとっての最良の成果を得るべく、全てのメンバーと建設的に作業を行うことをお約束いたします。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。日本代表団を代表して議長ほか出席者の皆様にご挨拶 を申し上げます。

まず初めに、ここニューカレドニア・ヌメアにて会議をホストして頂いた EU に深甚なる感謝を表明したいと思います。

また、この会合の開催にあたり、多大なる尽力をされてきたケネディ事務局 長を始めとする事務局スタッフの方々、いつも素晴らしい仕事をして下さる 通訳の方々にも御礼申し上げます。

さて、今回の会合において議論すべき課題はいくつかありますが、その一つは新たな管理方式の開発に向けた管理目標候補の選択です。この点に関しては3月の戦略・漁業管理会合でかなりの議論が行われましたが、その後の科学委員会で素晴らしい作業を行って頂いたので、今次会合における意志決定は容易であると考えています。我が国としては、来年の採択に向けて引き続きメンバーと率直な意見交換を行っていきたいと考えています。

2つめの問題は非加盟国による IUU 漁業です。今般、中国はえ縄漁船がみなみまぐろ漁場でみなみまぐろを漁獲し、きはだまぐろと偽って洋上転載を行おうとしたという疑義が判明しました。非加盟国による違法操業はみなみまぐろの持続的利用にとって脅威となり得るもので、委員会として早期に対策をとる必要があります。他方、本件は、いくつかの機微な問題を含んでおり、我が方としては慎重に取り扱うべきと考えています。

3つめは ERS の問題です。CCSBT において本件をどう扱うかについては毎年の年次会合で議論されてきましたが、これまで結論が出ませんでした。しかしながら、3月の戦略・漁業管理会合において EU 側から新たな方向性が示され、これに基づき EU と NZ から共同提案が出されています。この提案については、いくつか修正すべき部分はありますが、方向性としては我が方も支持可能であると感じており、今次会合で決議の最終化に向けて他のメンバーと協力したいと考えています。

最後に、全ての出席者による建設的な議論を通じて、この4日間の会議が CCSBTの将来の発展とみなみまぐろ資源の再建に向けた重要な一歩となることを祈念して、私の挨拶を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ、テナ・コウトウ、テナ・コウトウ・カトア。ニャ・ミヒ・ヌイ・キ・ア・コウトウ。 (マオリ語で「皆さんこんにちは。皆さんのご多幸をお祈りします。」の意。)

ニュージーランド代表団を代表して、この会合を主催してくだった欧州連合、及び我々を歓迎してくださったニューカレドニア地方政府に感謝を申し上げます。

また、1年を通じて作業をしてくださった事務局メンバー及び CCSBT 補助機関の議長に対しても感謝を申し上げます。我々は、この会合全体を通じて皆様と作業を進めていくことを楽しみにしております。

我々は、最近の拡大科学委員会における新たな管理方式の開発の進捗、及び 最終的な採択に向けてより野心的な目標を検討しようというメンバーの意向 に勇気づけられています。我々は、来年にさらなる開発作業が必要であるこ とを踏まえつつ、ESC 議長のプレゼンテーションとそれを受けての議論を楽 しみにしております。

しかしながら、我々は、管理方式のレビューを通じて、この委員会には未解決の問題があるということを再認識いたしました。すなわち、オーストラリアの蓄養と日本の市場報告に関する不確実性が継続していることです。我々は、2006年にこの委員会に対して為されたコミットメントを反映した、蓄養のオペレーションにおけるステレオビデオの導入を未だに見ておりません。また我々には、日本市場で利用可能な魚の数量が、許可された、及び報告された数量を超えているという問題が継続的に定期されています。これらの問題が解決されないために、メンバー間のオープンかつ透明な意思疎通が阻害されており、またこれには関係のないメンバーの利益が毀損されかねません。

ニュージーランドは、CCSBTメンバーとしての我が国の役割にコミットしており、いつものとおり、委員会の目的を達成するために他の代表団と建設的に作業を行うべくここに参加しております。しかしながら、メンバー間での公平性が保たれるとともに、一部のメンバーの利益が単純に無視されるようなことがないよう確保したいとも考えております。我々の見解では、蓄養と市場の不確実性を考慮するためのベースラインとして相当水準の未報告量を含んでいる新たな管理方式に調印することは、ニュージーランドや他の委員会メンバーの利益を毀損します。我々の見解では、このような不確実性は、取り除くか、あるいは関連するメンバーの国別配分量に対する帰属漁獲量として計上されるべきものです。利用可能な解決策はあります。私は、改め

て、来年にこれらの解決策を実施するための協調した行動を起こすよう奨励いたします。

また、我々は、もう一つの継続的かつ未解決の課題である生態学的関連種に対する漁業の影響を緩和するための海域ベースの措置の適用に関する法的拘束力のある措置を採択できる可能性があることを喜ばしく思っています。このことは、本委員会にとって非常に大きなステップであり、委員会の評判に関して大きなメリットをもたらすでしょう。

ありがとうございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、おはようございます。

大韓民国代表団を代表して、この美しい都市ヌメアで第25回みなみまぐろ保存委員会に付属する拡大委員会会合を開催してくださり、また我々を暖かく迎えてくださったEUに心より御礼を申し上げます。また、この会合の準備とサポートをしてくださったロバート・ケネディ事務局長と事務局スタッフ、また現地担当者にも感謝を申し上げます。さらに、本委員会のために懸命に作業をしてくださった補助機関の議長に対しても御礼を申し上げます。

議長、本年においても SBT 資源がよりポジティブな状況を示したこと、及び資源の回復は 2011 年の MP 採択時に想定したよりも 10 年も早く暫定再建目標を達成する見込みであることを ESC が確認したことは、我々にとって非常に良い知らせであります。これらのことは、近年における高い加入量及びはえ縄 CPUE 推定値が一貫してポジティブな傾向を示していることからも裏付けられています。他の重要なニュースは新たな MP の開発に関することです。ESC は、3 月の SFMWG 会合によって特定された「2035 年までに初期資源水準の 30 %」、及び「2040 年までに初期資源水準の 35 %」という目標水準に合意いたしました。韓国は、この新たな MP が、未考慮死亡量その他に対する疑義を含む様々な不確実性に対してより頑健なものとなることを期待しております。

私は、CPUEの標準化や生態学的な研究などの科学的活動において韓国が成し遂げた進捗について言及したいと思います。ESCは、韓国のCPUEシリーズについて、MP作業において用いられるコアCPUEシリーズとは全く独立したCPUEモニタリングシリーズとして非常に価値あるものであると評価しました。さらに、韓国が大西洋で収集した耳石及び生殖腺サンプルは、他のメンバーがインド洋で収集したサンプルと比較する上で有益なものです。韓国は、引き続き、科学的な活動を強化して参ります。韓国は、2012年から、RFMOやバードライフ・インターナショナルとの協力の下、海鳥混獲緩和活動にも積極的に参加しております。

MCS に関して、海洋水産部(MOF)は、全ての韓国船籍遠洋漁船に対して適用される電子報告システムの試行を経て、現在は全面的にこれを運用しております。このシステムは、韓国の管轄水域外で操業する船舶の漁獲努力量及び漁獲量を含む情報を、監視・管理・取締り活動に責任を有する特定の陸上当局に衛生ベース通信装置を通じて提供するものです。

議長、本年、我々は議長の采配のもとに多くの重要な任務をこなさなければなりません。まず最初の任務は、2019年の TAC の確認です。

2つ目の任務は、決議の改正であります。例年どおり、本会合には多くの提案が提出されております。我々は、提示されているこれらの議題に対し、又はコンセンサスによる採択に向けて、誠実な献身でもって貢献していきたいと考えております。

最後に、我々とメンバー、協力的非メンバー及び関係者との協力をベースに、SBT資源の保存及び持続的利用に向けて生産的かつ成功を収めた成果を得ることを楽しみにしております。

みなみまぐろ保存委員会手続規則

(CCSBT 手続規則のうち合意された規則10 の変更点の抜粋)

規則10

報告書

- 1. 事務局長は、すべての委員会の年次会合及び特別会合の報告書を用意する ものとする。年次会合の報告書には、前回の年次会合以降の委員会活動の要 約が含まれるものとする。事務局長は、年次会合又は特別会合の終了までに 修正され得るとの条件の下に、その採択のための報告書案を委員会に提出す るものとする。
- 2. 委員会は、決定の論理的根拠について、委員会に提供された科学的助言と 異なる点とともに明確にし、事務局長が用意する年次会合又は特別会合の報告書に含めるものとする。
- 3. 年次会合又は特別会合が中断した場合には、事務局長は、中断前に会合の報告書を用意することを委員会から求められることがある。この場合には、事務局長は、修正され得るとの条件の下に、会合の中断前にその採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。年次会合又は特別会合に適用される規則は、中断された会合にも適用する。
- 4. すべての補助機関又は諮問機関は、それぞれの会合の終了前に報告書を採択し、委員会に報告書を提出するものとする。
- 5. このパラグラフに従って、委員会、補助機関又は諮問機関の会合の報告書は、加盟国が報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、委員会による採択又は規則6のパラグラフ5の規定に基づく決定により、委員会の外部に公表されることになる。この要求は、委員会報告書が採択される前、又は公表が決定される前に行われなければならない。その場合に、委員会は、公表する対象者を含めその公表を制限するか否かについて、また制限する範囲について決定する。
- 6. パラグラフ8及び9並びに規則5に従って、委員会会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国(その著者が加盟国の代表者である場合)がその公表を制限する要求をしない限り、会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。

- 7. パラグラフ8及び9並びに規則5に従って、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国(その著者が加盟国の代表者である場合)がその公表を制限する要求をしない限り、その補助機関又は諮問機関の報告書が提出されている委員会会合の報告書が採択された場合に、又は規則6のパラグラフ5の規定に基づく決定により、委員会の外部に公表される。文書の公表を制限するためのその要求は、その報告書の採択採択又は公表の決定の前に行われなければならない。
- 8. 仮に委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、以前に委員会並びに補助機関又は諮問機関へ提出された文書のデータを含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国(その著者が加盟国の代表者である場合)は、それを公表する許可を得る前に以前の文書の制限を要求した著者又は加盟国(その著者が加盟国の代表者である場合)の許可を得なければならない。以前の文書の著者又は加盟国(その著者が加盟国の代表者である場合)が、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。
- 9. 委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、データ 又はデータの成果物を含んでおり、その公表が制限されている場合には、そ の文書の著者、又は加盟国(その著者が加盟国の代表者である場合)は、そ の公表のためその元データを有する加盟国の許可を得なければならない。そ の元データを有する加盟国は、その文書の関連する部分の公表を制限するこ とを要求してもよい。
- 10. 委員会が別途決定しない限り、各加盟国は、委員会の会合前に、その会合で検討されることになっている補助機関又は諮問機関の文書及び報告書の写しを、加盟国が相談する必要があると考える自国内の個人又は組織に回章することができるものとする。加盟国は、公表された書類になるまでは、これらの文書及び報告書が秘扱いとされること、及び、それらを公表したり、メディアにリリースしないことについて、それらの個人又は組織から必要な保証を得なければならない。
- 11. 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書、及び、 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合の報告書は、加盟国及びオブ ザーバーに無料で配布されるものとする。公表された文書及び報告書の印刷 物は、印刷及び配布のための経費を補うものとして、事務局長によって定め られた料金で、一般に配布するものとする。委員会の報告書の電子コピーは インターネット上で入手可能とするものとする。

財政運営委員会報告書

ドミニク・ヴァリエー氏 (ニュージーランド) が財政運営委員会 (FAC) 議長を務めることが合意された。FAC には以下の議題の検討が付託された。

- 無料で受領したリソース及び現物出資の取扱いを公式化するための方 針
- 認知された外部の監査役を利用できるようにするための会計規則改正 案のレビュー
- 2018年予算の改訂
- 2019年予算案
- 2020年及び2021年の仮予算案

無料で受領したリソース及び現物出資

委員会における直近の外部監査では、無料で受領したリソース及び現物出資の取扱いに関する会計方針を公式化するよう勧告がなされた。事務局は、この勧告に基づく方針案を別添 A のとおり作成した。この方針により監査役に提供される報告が変更されることとなるが、FAC の作業の一部として行われる予算編成作業に影響を及ぼすことはないことが留意された。

FACは、拡大委員会に対し、CCSBT 年次財務諸表における無料で受領したリソース及び現物出資の取扱いに関する CCSBT の方針を採択するよう**勧告する**。

独立した外部監査役の利用

現行の CCSBT 会計規則では、委員会に対し、「委員会の加盟国から、監査長官又は法的に同等の権限がある外部の監査役」を指名することを求めている。オーストラリアにおいては、オーストラリア監査局(ANAO)がこれに該当する。 CCSBT が代替的な者を検討できるようにするためには CCSBT 会計規則を改正する必要があり、事務局は別添 B のとおり改正案を示した。

議長は、この修正案は他の多数の RFMO でも幅広く採用されているアプローチと合致するものであること、及び 2019 年の外部監査は現在の監査役によって実施されることが決定されているため、合意された変更が適用されるのは 2020 年以降になることを述べた。

FACは、大きな柔軟性を与えることとなる同提案を支持し、事務局に対し、 2019年に代替的な外部監査のサービスプロバイダーから見積りを入手し、回 章を通じてその結果をメンバーに伝達するよう要請した。 オースオラリアは、費用の最小化に向けた努力を支持したが、代替的なサービスプロバイダーから受領した見積りが大きな節約につながらない場合には ANAO による外部監査を維持することが望ましいとの見解を表明した。

FACは、拡大委員会に対し、外部監査役の選定に柔軟性を与えるための会計規則の変更案を承認するよう**勧告する**。

2018 年改訂予算

事務局長は、CCSBT-EC/1810/06 に概説された 2018 年改訂予算の概要を説明した。改訂された点には、実際の収入額及び支出額、及び年内における収入見込額及び支出見込額が含まれる。事務局長は、CCSBT-EC/1810/06 に示した数字を作成した後、FACまでにさらに 22,718 豪ドルの節約額を特定した。これらの節約を含めると、2018 年の総支出見込額は 2,783,035 豪ドルとなり、承認予算額を 4.5 % 下回る。また事務局長は、オーストラリア、欧州連合、ニュージーランド及び CSIRO による任意拠出及び現物出資について留意したいと述べた。

事務局長は、2018年改訂予算のうち、当初予定されていた金額から大きな変更があった個別項目の詳細説明を行った。

FACメンバーは、委員会が直面している予算上の制約を踏まえ、事務局による費用削減の努力に感謝した。

オーストラリアは、1996年みなみまぐろ保存委員会(特権及び免除)規則に基づく事務局への免税措置についての現状を説明した。オーストラリアは、例外扱いの復活を求めるための規則変更を要求しており、この規則変更はオーストラリア政府の関連部局が本件について提起した時点(2017年6月19日)まで訴求して適用されると述べた。

FACメンバーは、この状況による財政的影響及び予算編成にもたらす不確実性について懸念を表明した。

FAC は、拡大委員会に対し、別添 C の 2018 年改訂予算に留意するよう**勧告する**。

2019 年予算案

FAC は、CCSBT-EC/1810/06 に概説した予算案 (CCSBT の通常業務にかかる 資金を含む) について検討した。予算案では、先にメンバーに回章された暫定予算案よりも支出額が 185,736 豪ドル多くなっている。この支出増加は、主に最新の ESC 作業計画における蓄養及び市場解析に関する追加支出に起因するものである。

議長は、航空目視調査から遺伝子標識放流技術への移行に伴う新たな MP 開発に関する追加的な支出が、引き続き委員会の財政状況に影響を及ぼしていることを指摘した。

この CCSBT に対する財政負担が大きい時期における支出を削減することができるよう、FAC は、MP 協議ウェブ会合に関する ESC の要望を却下した。同様の理由並びに EU が強調した疑問及び制約を踏まえ、EU に対する QARを 2020 年まで先送りするとともに、2019 年予算に計上されていた当該資金を削除することが決定された。

全体会合におけるコメントを反映して、FACは、遵守委員会の直前一日に専門作業部会を開催できるようにするための予算上のオプションを検討するよう要請された。南アフリカは、1日のワークショップ開催にかかる追加的な会場費用に対応するため、2019年の会合の主催のために既に提供を決定している財政支援を拡大することに合意した。議長は、南アフリカの寛容な申し出に感謝した。

ESC 作業計画における蓄養及び市場解析の項目について相当の議論があった。メンバーは、事務局が作成した当初の予算文書で提示された予算額を支持しなかった。日本は、より小規模な代替策として、次回 ESC 会合に 2名の専門家が参加し、現在の閉塞状態を解決するために蓄養及び市場問題に関するサポートを行うための資金をカバーすることを提案した。

メンバーは、提案された小規模プロジェクトが、ESCによって特定された当初の目的を達成することができるのかどうかについて疑問を呈した。また、専門家からもたらされる成果として想定されるものの不確実性、及び専門家が ESC に参加することに伴う付託事項に関して多数の懸念が提起された。

オーストラリアは、同国における現状のシステムに自信を持っていること、 及びこれに対する懸念は一部の他メンバーから提起されたものであることを 述べた。評価における現在の規定は頑健性の試験を行うためにあるのであっ て、それが事実であるかどうかを確認するためにあるのではない。

提起された問題の多くは FAC の検討範囲外のものであり、さらなる議論は全体会合に委ねられた。 FAC は、蓄養及び市場問題に関して ESC をサポートする 2 名の専門家に関して、2019 年予算の該当費目に 50,000 豪ドルを計上することに合意した。ただし、休会期間中に付託事項を検討する際、資金の具体的な用途に関するさらなる明確化が求められることが認識された。

FACは、拡大委員会に対し、本文書別添 D に定めた 2019 年一般予算を承認するよう**勧告する**。

2020 年及び2021 年仮予算

また FAC は、次年の予算より先 2 年間の仮予算についても検討するよう要請された。FAC メンバーは、仮予算について精査し、達成し得る節約について簡潔に確認した。

FACは、拡大委員会に対し、2020年及び2021年の仮予算への変更提案について留意するよう**勧告する**。

メンバーの財政負担

近年における分担金の増加による財政上の影響について、多くのメンバーが 懸念を提起した。FAC は、年間の分担金の増加幅を 10% 以内に制限すると いう現在のターゲットが適切であるのかどうかについて検討した。

メンバーは、この問題の重要性については認識する一方で、いずれの年においても事務局が効果的に運営される必要性と重要なプロジェクトに対して予算措置を行う能力のバランスを保ちたいとした。メンバー政府に対する資金拠出のプレッシャーは、いくつかのメンバーにとって継続的な懸念となる可能性が高い。

CCSBT 年次財務諸表における無料で受領したリソース及び現物出資の 取扱いに関する CCSBT の方針

みなみまぐろの保存に関する拡大委員会のメンバーは、

みなみまぐろの保存のための条約第 10 条 3 (c) が「*事務局の任務は、委員会* が定めるものとし、委員会及び科学委員会のために管理関係の報告その他の報告を作成することを含む」と規定していることに留意し、

さらに、事務局は、CCSBT 財政規則の規則 10.2 及び 10.5 に従い、毎年 3 月 1 日までに拡大委員会のメンバー及び外部の監査役に対して年次財務諸表を提出していることに*留意し*、

2017年財務諸表の会計監査において、外部の監査役は、委員会に対し、無料で受領したリソース及び現物出資の取扱いに関する同委員会の会計方針を公式化するよう勧告したことを認識し、

以下のとおり合意する。

- 1. 委員会は、財政上の重要性の基準を条件に、本方針のパラグラフ2から4 に従い、委員会の年次財務諸表において、CCSBTが無料で受領したリソー ス及びCCSBTに対する現物出資について開示する。
- 2. 無料で受領したリソース又は現物出資は、以下に該当する場合、包括的所得の計算書に記載される。
 - (a) 金額 (ドル) が確実に特定できる¹場合であって、
 - (b) このリソースを用いて実施された職務又は任務が、こうしたリソース/ サービスがなくとも CCSBT として実施するはずであった性質のもので ある場合。
- 3. 包括的所得の計算書において無料で受領したリソース又は現物出資が開示される場合、当該所得の性質は無料で受領したリソース又は現物出資として明瞭に特定され、及び当該リソース/サービスの利用については支出として認識される。

¹ リソース/現物出資を提供したメンバーによりリソース又は現物出資の金額が特定されている場合、 当該金額が年次財務諸表に記載すべきリソース/現物出資に関する正しい金額と見なされることとす る。正確な金額が不明である場合、見積り又は過去における直近の費用を推定金額として使用すること ができる。しかしながら、会合費用に関しては、主催国、会場及び機器の提供業者が同様でない限り、 過去の費用を信頼性があるものと見なすことはできない。推定金額に重要な誤差があると考えられる場 合は、このパラグラフの目的に照らして信頼性があるものと判断されるべきではない。

4. 包括的所得の計算書に無料で受領したリソース又は現物出資が含まれない場合、年次財務諸表の文章の中で、受領したリソース/出資について記載する。

CCSBT 会計規則 規則 11.1 に対する変更勧告

規則1

.

規則 11

外部の監査役

11.1 委員会は、委員会の加盟国から、監査長官又はこれと法的に同等の権限<u>を有する外部の監査役、又は委員会が合意した場合は国際的に認知された独立した外部の監査役を指名するものとする。があり、外部の監査役は、</u>再選可能な条件で2年間在職する外部の監査役を指名するものとする。委員会は、外部の監査役の委員会、科学委員会、条約により設立された補助機関、及び委員会の職員からの独立を尊重することを確保し、職務事項、外部の監査役に対する資金を定めるとともに、会計規則の導入又は修正、経理方法の詳細、及び監査手続きと手法に関係する全ての事項について、監査役と相談することができる。

.

11.7

規則 12

.

GENERAL BUDGET - 2018

INCOME	2018 APPROVED BUDGET	2018 REVISED BUDGET	% Variation
Contributions from Members	\$2,506,088	\$2,506,088	0.0%
Japan	\$717,862	\$717,862	
Australia	\$717,862	\$717,862	
New Zealand	\$204,081	\$204,081	
Korea	\$219,514	\$219,514	
Fishing Entity of Taiwan	\$219,514	\$219,514	
Indonesia	\$195,378	\$195,378	
European Union	\$95,092	\$95,092	
South Africa	\$136,785	\$136,785	
Staff Assessment Levy	\$109,300	\$109,962	0.6%
Carryover from previous year	\$0	\$0	-
Voluntary contributions from Members ¹	\$105,388	\$120,467	14.3%
Voluntary contributions to meeting costs ²	\$158,230	\$147,548	-6.8%
Withdrawal from savings	\$17,000	\$0.00	-100.0%
Interest on investments ³	\$19,000	\$36,969	94.6%
TOTAL GROSS INCOME	\$2,915,006	\$2,921,034	0.2%

¹ The voluntary contributions in 2018 is a maximum of \$120,467 (80,000 euros) for stage 1 of the Long-Term Gene Tagging in 2018 from the European Union (EU), subject to invoices at the end of the project - it is expected that invoices will reach the maximum amount.

² The voluntary contributions to meeting costs for 2018 comprise: (1) a maximum of \$175,059 (113,986 euros) for meetings being hosted by the European Union in 2018, subject to invoices at the end of the project. The amount recorded in the interim draft revised budget reflect the anticipated invoices at conclusion of these meetings; and (2) \$9,825.45 provided by New Zealand for the fees, accommodation and subsistance of the consultant for the OMMP 9 meeting.

³ Interest on investments does not include interest earned from the staff liability fund (which is estimated to be \$4,779 in 2018).

	2018	2018	Forecast	2018	
EXPENDITURE	APPROVED BUDGET	Expenditure to date	Remaining Expenditure ¹	REVISED BUDGET	% variation
ANNUAL MEETINGS - (EC/CC)	\$218,900	\$87,621.59	\$103,500	191,122	-12.7
Independent chairs	\$27,900	5,288	21,300	26,588	-4.7
Interpretation costs	\$55,300	13,618	41,300	54,918	-0.7
Hire of venue & catering ²	\$63,800	35,491	21,300	56,791	-11.0
Hire of equipment ²	\$33,800	20,240	8,200	28,440	-15.9
Translation/of meeting documents	\$10,000	0	0	0	-
Secretariat expenses	\$28,100	12,985	11,400	24,385	-13.2
EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE	\$281,600	\$150,723.36	\$88,254	238,978	-15.1
Interpretation costs	\$68,000	31,353	31,000	62,353	-8.3
Hire of venue & catering ²	\$36,700	22,345	6,800	29,145	-20.6
Hire of equipment ²	\$21,300	13,668	4,700	18,368	-13.8
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$105,200	50,020	44,554	94,575	-10.1
Translation of meeting documents	\$1,000	0	0	0	-
Secretariat expenses	\$49,400	33,337	1,200	34,537	-30.1
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$116,606	\$113,587.86	-\$5,072	108,516	-6.9
Strategy and Fisheries Management WG Meeting ³	\$59,306	63,041	-12,900	50,141	-15.5
OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional) ⁴	\$42,300	41,925	0	41,925	-0.9
OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC) ²	\$15,000	8,622	7,828	16,450	9.7
SCIENCE PROGRAM	\$949,600	\$654,288.56	\$307,600	929,581	-2.1
Intersessional OM/MP Maintenance & Development	\$7,200	\$417	2,100	2,517	-65.0
Development of the CPUE series	\$3,400	\$65	2,000	2,065	-39.3
Tagging program coordination	\$1,000	\$0	1,000	1,000	0.0
Long-Term Gene Tagging Project ^{5,6}	\$770,000	\$539,000	220,000	759,000	-1.4
Close-kin sampling, DNA extraction & sequencing ⁷	\$79,200	\$39,600	39,600	79,200	0.0
Close-kin identification & exchange (POP & HSP) ⁷	\$33,000	\$16,500	16,500	33,000	0.0
Sampling and aging of Indonesian otoliths	\$52,800	\$26,400	26,400	52,800	0.0
Participation of ERSWG Chair in tRFMO WG meetings	\$3,000	\$0	0	0	-100.0
SPECIAL PROJECTS	\$62,600	\$32,307	26,300	58,607	-6.4
Quality Assurance Review	\$52,600	\$32,307	20,300	52,607	0.0
Compliance assistance	\$10,000	\$0	6,000	6,000	-40.0
SECRETARIAT COSTS	\$1,109,800	\$704,927.73	\$377,500	1,082,428	-2.5
Secretariat staff costs	\$726,100	\$462,555	253,400	715,955	-1.4
Staff assessment levy	\$109,300	\$70,262	39,700	109,962	0.6
Employer social security	\$137,900	\$88,240	48,300	136,540	-1.0
Insurance -worker's comp/travel/contents	\$14,400	\$10,256	3,600	13,856	-3.8
Travel/transport	\$35,200	\$17,774	3,900	21,674	-38.4
Translation of meeting reports	\$21,500	\$0	19,300	19,300	-10.2
Training Home leave elleweres	\$2,000	\$3,169	0	3,169	58.5
Home leave allowance Other employment expenses	\$8,600 \$2,300	\$0 \$173	8,600 700	8,600 873	-62.0
Recruitment expenses	 				-02.0
Staff liability fund (accumulating)	\$0 \$52,500	\$0 \$52,500	0	52,500	0.0
OPPICE MANAGEMENT COCTES	\$4 55 000	#120.202.03	# 12 COC	182.004	7.0
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$175,900	\$130,203.81	\$43,600	173,804	-1.2
Office lease and storage	\$68,500 \$87,600	\$50,458	17,500 16,900	67,958 87,562	-0.8
Office costs Provision for new/replacement assets	\$87,600	\$70,662 \$5,616	5,500	11,116	-8.1
Telephone/communications	\$7,700	\$3,468	3,700	7,168	-6.9
TOTAL CROSS EVENDYSVIDS	\$2.017.00	1.041.353	041 (92	2 792 025	4.5
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,915,006	1,841,353	941,682	2,783,035	-4.5

¹ These estimates are rounded up to the nearest \$100

² The EU is hosting these meetings in 2018 and it has provided a grant to the CCSBT Secretariat for the Secretariat to pay the catering, venue and equipment hire components of these costs.

³ Australia (AU) and New Zealand (NZ) jointly funded the participation of two panel members. The negative forecast remaining expenditure is due to a reimbursement for the panel Members that had not been provided as at 31 August 2018 (but has since been provided). The forecast final expenditure does not include the cost of these panel members as it was an AU/NZ initiative (not a CCSBT decision) to have these panel Members at the meeting.

⁴ New Zealand is contributing \$9,825.45 towards the consultants costs for the OMMP 9 meeting.

 $^{^{5}}$ The EU is contributing up to 80,000 euros for stage 1 of the 2018 long term gene tagging project.

⁶ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of \$322,000.

⁷ CSIRO is providing an "In-kind" contribution of up to \$61,000 for the close-kin work.

DRAFT GENERAL BUDGET for 2019 and Indicative Budgets for 2020-2021

INCOME	APPROVED 2019 BUDGET	Indicative 2020	Indicative 2021
Contributions from members	\$2,706,677	\$2,786,916	\$2,937,921
Japan	\$775,328	\$798,312	\$841,567
Australia	\$775,328	\$798,312	\$841,567
New Zealand	\$220,446	<i>\$226,981</i>	\$239,280
Korea	\$237,098	\$244,127	\$257,355
Fishing Entity of Taiwan	\$237,098	\$244,127	\$257,355
Indonesia	\$210,984	\$217,239	\$229,010
European Union	\$102,690	\$105,734	\$111,463
South Africa	\$147,705	\$152,084	\$160,324
Staff Assessment Levy	\$111,800	<i>\$114,600</i>	\$117,500
Carryover from previous year	\$137,999	\$50,000	\$50,000
Withdrawal from savings	\$100,000	\$150,000	\$100,000
Interest on investments	\$29,000	\$25,000	\$22,500
TOTAL GROSS INCOME	\$3,085,476	\$3,126,516	\$3,227,921

	APPROVED		
EXPENDITURE	2019 BUDGET	Indicative 2020	Indicative 2021
EAFENDITURE	DODGET	2020	2021
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$208,500	\$365,000	\$290,544
Independent chairs	\$62,100	\$42,000	\$68,376
Interpretation costs	\$84,200	\$62,000	\$65,528
Hire of venue & catering ¹	\$0	\$139,000	<i>\$75,768</i>
Hire of equipment ¹	\$0	\$76,000	\$37,752
Translation of meeting documents	\$10,000	\$10,000	\$10,000
Secretariat expenses	\$52,200	\$36,000	\$33,120
ESCISC Marking	¢229.400	¢214.000	φ 211 5 40
ESC/SC Meeting Interpretation costs	\$238,400 \$76,300	\$214,000 \$43,000	\$211,548 \$45,188
Hire of venue & catering ¹	\$70,300	\$8,000	\$27,984
Hire of equipment ¹			
_ ^ ^	\$0 \$124,200	\$46,000	\$18,216
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel		\$79,000	\$117,720
Translation of meeting documents	\$1,000 \$36,900	\$1,000	\$1,000
Secretariat expenses	\$30,900	\$37,000	\$1,440
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$201,326	\$101,300	\$174,544
Ecologicaly Related Species WG Meeting	\$98,300	\$0	103,215
Strategy and Fisheries Management WG Meeting	\$0	\$0	62,272
OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional)	\$79,600	\$81,600	<i>\$0</i>
OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC) ¹	\$14,800	\$0	\$0
Technical CC WG Meeting (1 day prior to CC) ²	\$8,626	\$19,700	9,057
		•	
SCIENCE PROGRAM	\$1,068,500	<i>\$997,100</i>	\$992,700
Intersessional OM/MP Maintenance & Development	\$9,800	\$9,800	\$9,800
Development of the CPUE series	\$0	\$4,900	\$5,000
Tagging program coordination	\$1,000	\$1,000	\$1,000
Long-Term Gene Tagging Project ³	\$770,000	\$775,500	\$786,500
Close-kin sampling, DNA extraction & sequencing ³	\$80,300	\$101,400	\$82,800
Close-kin identification & exchange (POP & HSP) ³	\$46,700	\$47,300	\$49,300
Sampling and aging of Indonesian Otoliths	\$55,700	\$57,200	\$58,300
Maturity study	\$55,000	<i>\$0</i>	<i>\$0</i>
Develop methodology for analysis of farm & market data	\$50,000	<i>\$0</i>	<i>\$0</i>
SPECIAL PROJECTS	\$68,450	\$107.050	\$189,100
Assistance to Developing States	\$4,700	\$107,950 \$0	\$189,100
Quality Assurance Review	\$0	\$53,300	\$50,000
Performance Review	\$0	\$0	\$115,800
TCN Participation	\$6,900	\$0	\$0
Ad-Hoc AIS Analysis	\$20,000	\$20,000	\$20,000
Database upgrade and on-line data submission/access	\$36,850	\$34,650	\$3,300
2 mine use appraise and on the data submission/ access	Ψ30,030	φυ 1,000	φυ,υσο

EXPENDITURE	APPROVED 2019 BUDGET	Indicative 2020	Indicative 2021
SECRETARIAT COSTS	\$1,127,000	\$1,163,766	\$1,185,985
Secretariat staff costs	\$743,000	\$761,600	\$780,700
Staff assessment levy	\$111,800	\$114,600	\$117,500
Employer social security	\$143,800	\$147,400	\$151,100
Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$14,200	\$14,600	\$15,000
Travel/transport	\$30,700	\$31,500	\$32,300
Translation of meeting reports	\$18,000	\$18,500	\$19,000
Training	\$2,000	\$2,100	\$2,200
Home leave allowance	\$1,700	\$8,815	\$1,785
Other employment expense	\$2,300	\$2,400	\$2,500
Staff liability fund (accumulating)	\$59,500	\$62,251	\$63,900
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$173,300	\$177,400	\$183,500
Office lease and storage	\$71,400	\$73,200	\$75,100
Office costs	\$84,000	\$86,100	\$88,300
Provision for new/replacement assets	\$11,000	\$11,000	\$12,800
Telephone/communications	\$6,900	\$7,100	\$7,300
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$3,085,476	\$3,126,516	\$3,227,921

¹ For 2019, South Africa has indicated that it will directly cover these expenses and hence the cost for this component of these meetings is shown as zero (except for miscellaneous expenses).

² South Africa has indicated that it will cover the venue and associated costs (equipment, catering) of this meeting in 2019.

³ CSIRO is providing an in-kind contribution to these projects.

2019 年 ESC 会合における オーストラリア蓄養解析及び日本市場解析の議論に関する 付託事項

1. 外部専門家の選定

EC の各メンバーは、事務局に対し、2019年1月末までに、まぐろ蓄養の解析に関する専門知識を有する1名の外部専門家¹、及びまぐろ市場の解析に関する専門知識を有する1名の外部専門家を推薦することができる。事務局は、EC メンバーに対し、2019年2月15日までに、推薦された専門家のリストを回章する。一つの分野に対して複数の専門家が推薦された場合、EC は、投票(単純な過半数)により、蓄養解析及び市場解析のそれぞれの分野ごとに、推薦された候補者の中から1名の専門家を選択する。推薦状には、最新の履歴書、利害関係に関する申告及び独立性の証明を含まなければならない。

- (1) オーストラリア蓄養解析に関する専門家の選出に当たっては、オーストラリアの、又は類似するまぐろ蓄養の運用面にかかる理解があり、 統計解析及び推論解析に関する専門知識(多項分布モデリングを含む)を有することに重点を置くべきである。
- (2) 日本市場解析に関する専門家の選出に当たっては、まぐろ市場の構造 及びまぐろ類の取引に関する理解があることに重点を置くべきであ る。

2. 2019 年 ESC 会合において期待される成果

2019年のESC 会合では、これら2つの問題に関する議論の歴史について レビューを行うとともに、考え得る未考慮死亡量を推定するための方法論 を策定することが期待される。

3. 専門家の役割

- (1) 一般的に、外部専門家に対しては以下が期待される。
 - 過去の報告書及び情報のレビューを行うこと

¹ 専門家は、蓄養解析及び市場解析のそれぞれに関連してオーストラリア政府及び日本政府及び/又は業界により直接又は間接に雇用されていてはならず、又は契約の時点又は契約期間中を通じて又は過去3年間において何らの利害関係もあってはならない。

- 専門的な課題に関して、独立的な助言を行うこと
- 前に進むためのアイデアを提供すること
- (2) オーストラリア蓄養解析について、外部専門家に対しては以下が期待 される。
 - オーストラリア蓄養漁業における漁獲量の推定に資するため、利用できる可能性があるデータ (CDS データを含む)の解析に適用し得る適切な方法論に関する助言を行うこと。助言においては、適用可能な各手法を満足するために必要と考えられる仮定、及びこれらの仮定が統計的推定に及ぼす影響についても詳述すること
- (3) 日本市場解析について、外部専門家に対しては以下が期待される。
 - メンバー及び一部の非メンバーから提出される CDS データを CDS 標識番号及び魚の販売データと接続できるようにするために適用し得る各種の手法に関する助言を行うこと。助言においては、適用可能な各手法を満足するために必要と考えられる仮定を詳述すること
 - 現在の市場の状況をよりよく考慮するための方法論に関する助言 を提供すること
- (4) 外部専門家は、機密保持契約を締結することを条件に機密文書へのアクセスを許可され、及び必要に応じて、データ機密保持契約を締結することを条件に、作業の完遂に必要な機密データに(メンバーの国内要件に則って)アクセスすることができる。

4. メンバーによる貢献

2019 年 ESC 会合における議論を促進することができるよう、メンバーは、考え得る未考慮死亡量の推定に関する方法論の策定に関する文書を提出することが奨励される。

5. 将来計画

ESC は、専門家によって提案された方法論について精査し、新たな管理方式の考え得る未考慮死亡量に対する頑健性試験に用いられる推定未考慮死亡量を計算する。

のようなながら、

みなみまぐろ保存委員会

第5回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2018年3月6-8日 オーストラリア、キャンベラ のようなながら、

みなみまぐろ保存委員会

第13回遵守委員会会合報告書

2018年10月11-13日 ニューカレドニア、ヌメア

遵守専門作業部会 付託事項

機能

遵守専門作業部会(TCWG)は、遵守委員会に対し、遵守上の専門的な課題に関する助言を行う。

遵守上の専門的な課題には、以下のような事項が含まれ得る。

- 。 以下を含む既存の遵守関連決議、遵守政策ガイドラインのレビュー及 び改正、並びに新たな決議の策定
 - 許可船舶リスト
 - CDS
 - IUU 船舶リスト
 - 港内検査
 - 転載
 - VMS
- o SBT を含む漁業操業及び IUU 漁業活動の可能性に関する情報及び機密 情報の交換
- o メンバー間での合同パトロールといった遵守モニタリング活動の調整 及び/又は策定
- 非メンバーの市場を含む全世界の SBT 貿易データの解析
- o MCS ツールの技術的進歩及びこれらのツールをいかにして既存の、又は新たな措置と効果的に統合し得るかに関する助言
- o 遵守に関する調査提案の策定

運営

TCWG は、遵守委員会会合の直前1日間に会合を開催する。

参加資格

遵守委員会議長が本会合を招集する。

TCWGは、メンバー及び協力的非加盟メンバーの代表者、招待専門家、及び適当な場合はオブザーバー¹によって構成される。メンバー及び協力的非加盟メンバーは、TCWG会合にそれぞれのMCS専門家を参加させるよう奨励されている。

¹ 遵守委員会会合に対するオブザーバーの地位を付与されている国、主体及び機関に対しては、拡大委員会が別の決定を行わない限り、遵守委員会会合に先立って開催される遵守専門作業部会に対するオブザーバーの地位も自動的に付与される。

検討課題

メンバー及び協力的非加盟メンバーは、事務局に対し、TCWGにおいて検討する専門的課題をいつでも提出することができる。事務局は、議長と相談の上、CCSBT 手続規則に基づき、会合の100日前までに暫定議題案を作成及び提出する。メンバーは、CCSBT 手続規則に基づき、暫定議題が回章される前までに、追加的事項を議題に加えることができる。

報告

TCWGは、公式の報告書は作成しないが、CCによる検討のため及び/又は 遵守委員会報告書に含めるための別紙を作成することができる。TCWG 議長 は、CCに対し、TCWG 会合について非公式の口頭報告を行う。

みなみまぐろ保存委員会

第23回科学委員会会合報告書

2018年9月8日

戦略・漁業管理作業部会 付託事項

構成及び運営

- 1. 戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG) は、拡大委員会メンバーのコミッショナー、事務局及び必要に応じ漁業管理、遵守及び漁業科学の専門家から構成されるものとする。参加者数は、最小限に留められる。
- 2. SFMWGは、拡大委員会による合意を受け、「必要な際に」開催されるものとする。
- 3. SFMWGの議長については、拡大委員会(EC)議長が対応可能である場合には、EC議長がこれを務めることとする。EC議長が対応可能でない場合には、ECが他の決定を行わない限り、主催国であるメンバーが議長を務めることとする。

機能

- 4. SFMWGの一般的な目的は、その時々の拡大委員会による要請を受けて、国際的漁業管理にかかる近代的な基準に沿った戦略上、運用上及び/又は漁業管理上の助言を行うこととする。これには、以下のような事項が含まれ得る。
 - i. SBT 漁業管理における拡大委員会の戦略の方向性について共通認 識を定める CCSBT 戦略計画の改正
 - ii. SBT漁業に関する管理目標(生態学的関連種との相互作用にかかる検討を含む)の勧告
 - iii. 必要に応じて、SBT 漁業の管理措置に関する勧告
 - iv. 調査、遵守及び管理にかかる競合する優先事項に対するリソース (資金等)の配分
 - v. その他 CCSBT におけるハイレベルでの運営上の課題
- 5. SFMWG は、拡大委員会及び/又は拡大委員会の補助機関からの関連 する助言、CCSBTパフォーマンス・レビューからの勧告、CCSBT 品 質保証レビューの結果、及びその他関連するプロセス及び国際文書 (Kobe (まぐろ類 RFMO 合同) プロセスを含む) を考慮しなければな らない。
- 6. SFMWGによる勧告は、拡大委員会によって検討される。
- 7. SFMWGは、拡大委員会からの指示により、意思決定を行うことができる。

CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と 調和させるための決議

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

他の関連するまぐろ類地域漁業管理機関(RFMO)の生態学的関連種(ERS)に関する措置に従うことを義務付ける CCSBT 決議を創設することにより、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく、みなみなぐろ保存委員会(CCSBT)メンバーに対して法的拘束力のある ERS に関する措置を策定するとした第5回戦略・漁業管理作業部会における決定を*想起し*、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類 資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982 年 12 月 10 日の 海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定 及び異なるまぐろ類 地域漁業管理機関間における協力及び保存管理措置の一貫性を確保すること の必要性に留意し、

一部の海鳥類、とりわけ一部のあほうどり類及びみずなぎどり類について、 世界的な絶滅の恐れがあることを*懸念し*、

また、みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀類、さめ類及び鯨類といった その他の種に対しても偶発的に危害を与え得ることを*認識し*、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条 (2) において、締約国は、CCSBT に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な 危害を緩和することを*決意し*、

2007年1月26日のまぐろ類RFMO神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に*留意し*、

2007 年 7 月 3 - 6 日に東京で開催された第 7 回生態学的関連種作業部会 (ERSWG) において、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提出するとされた勧告を再確認し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条(3)に従い、以下に合意する。

- 1. この CCSBT 決議の目的に関して、
 - a) 「インド洋まぐろ類委員会の管轄する水域」は、インド洋まぐろ類委 *員会の設置に関する協定*第2条に規定される水域である。
 - b) 「中西部太平洋まぐろ類委員会の条約区域」は、*西部及び中部太平洋 における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約* 第 3 条に規 定される区域である。
 - c) 「大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約区域」は、*大西洋のまぐろ類* の保存のための国際条約第1条に規定される水域である。
 - d) 上記のパラグラフ a) c) に定義される海域は「それぞれの委員会が管轄する水域」であり、これらを合わせて「管轄水域」とする。
 - e) 「ERS 措置」とは、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)、中西部太平洋 まぐろ類委員会(WCPFC)及び大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)において発効している、その時々に採択及び改正されたあ らゆる生態学的関連種に関する措置であって、別添 I に掲げた措置を 意味する。
 - f) メンバー又は協力的非加盟メンバーとは、CCSBT 拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーを意味する。
- 2. この決議は、管轄水域における「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録」に掲載された全ての船舶に適用するものとする。各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する船舶が当該管轄水域において発効している全てのERS 措置を遵守することについて、メンバー又は協力的非加盟メンバーがERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMOのメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。
- 3. 管轄水域が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。
- 4. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域内でみなみまぐろを漁獲する際にERS措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによるERS措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT遵守委員会に対し、関連するERS措置に関するこうした行動について報告するものとする。
- 5. CCSBT 事務局は、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における生態学的関連種に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する。

- 6. WCPFC の場合を除き、関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に対して公式に異議を申し立てているメンバー及び協力的非加盟メンバー、及びその公式の異議申立て及び当該まぐろ類 RFMO の意思決定ルールの運用を理由として当該 ERS 措置により法的に拘束されない者は、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。WCPFC の場合においては、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第20条の6に基づきERS 措置に関する決定の再検討を求めているメンバー又は協力的非加盟メンバーは、当該措置が法的拘束力を有することとなるまで、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該ERS 措置の適用から除外される。
- 7. 事務局は、メンバー及び協力的非加盟メンバーに対する情報提供を専らの目的として、毎年の CCSBT 遵守委員会に対し、ERS 措置の実施状況に関する報告書を提出するものとする。

別添 I: ERS 措置

IOTC の管轄する水域

- a) Resolution 12/04 On the conservation of marine turtles;
- b) Resolution 12/06 On reducing the incidental bycatch of seabirds in longline fisheries;
- c) Resolution 12/09 On the conservation of thresher sharks (family Alopiidae) caught in association with fisheries in the IOTC area of competence;
- d) Resolution 13/04 On the conservation of cetaceans;
- e) Resolution 13/05 On the conservation of whale sharks (*Rhincodon typus*);
- f) Resolution 13/06 On a scientific and management framework on the conservation of shark species caught in association with IOTC managed fisheries;
- g) Resolution 17/05 On the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by IOTC.

WCPFC の条約区域

- h) Resolution 2008/03 on the Conservation and Management of Sea Turtles;
- i) Resolution 2010/07 Conservation and Management Measure for Sharks;
- j) Resolution 2011/04 Conservation and Management Measure for Oceanic Whitetip Sharks;
- k) Resolution 2012/04 Conservation and Management Measure on the protection of whale sharks from purse seine operations;
- 1) Resolution 2013/08 Conservation and Management Measure for Silky Sharks;
- m) Resolution 2014/05 Conservation and Management Measures for Sharks;
- n) Resolution 2017/06 Conservation and Management Measure to mitigate the impact of fishing for highly migratory fish stocks on seabirds.

ICCAT の条約区域

- o) Resolution 95-02 on cooperation with the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) with regard to study on the status of stocks and by-catches of shark species;
- p) Resolution 03-10 on the shark fishery;
- q) Recommendation 04-10 concerning the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by ICCAT;
- r) Resolution 05-08 on circle hooks;
- s) Supplemental Recommendation 07-06 Concerning Sharks;
- t) Recommendation 07-07 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in Longline Fisheries;
- u) Recommendation 09-07 on the Conservation of Thresher Sharks Caught in Association with Fisheries in the ICCAT Convention Area;

- v) Recommendation 10-06 on Atlantic Shortfin Mako Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- w) Recommendation 10-07 by ICCAT on the Conservation of Oceanic Whitetip Sharks caught in Association with fisheries in the ICCAT Convention Area;
- x) Recommendation 10-08 on Hammerhead Sharks (family *Sphyrnidae*) caught in Association with Fisheries Managed by ICCAT;
- y) Recommendation 10-09 on the By-catch of Sea Turtles in ICCAT Fisheries;
- z) Recommendation 11-08 on the Conservation of Silky Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- aa) Supplemental Recommendation 11-09 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in ICCAT Longline Fisheries;
- bb) Recommendation 11-10 on Information Collection and Harmonization of Data on By-catch and Discards in ICCAT Fisheries;
- cc) Recommendation 12-05 on Compliance with Existing Measures on Shark Conservation and Management;
- dd) Recommendation 13-10 on Biological Sampling of Prohibited Shark Species by Scientific Observers;
- ee) Recommendation 13-11 Amending Recommendation 10-09 on the By-Catch of Sea Turtles in ICCAT Fisheries;
- ff) Recommendation 14-06 on Shortfin Mako Caught in Association with ICCAT Fisheries:
- gg) Recommendation 15-06 on Porbeagle Caught in Association with ICCAT Fisheries:
- hh) Recommendation 16-12 on Management Measures for the Conservation of Atlantic Blue Shark Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- ii) Recommendation 16-13 on Improvement of Compliance Review of Conservation and Management Measures regarding Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries.

生態学的関連種作業部会の付託事項	
(第 2 回年次会合(1995 年 9 月)で採択) (第 25 回年次会合(2018 年 10 月)で改正)	

生態学的関連種(ERS)作業部会 付託事項

- 1. 生態学的関連種作業部会(ERSWG)は、拡大科学委員会を経由して、拡大委員会に対し報告する。拡大科学委員会は、ERSWGの報告書について拡大委員会に対しコメント(助言及び勧告を含む。)を提出することができる。
- 2. みなみまぐろ(SBT)と関連を有する種(生態学的関連種)に関する問題について、特に以下に関係する情報及び助言を提供すること。
 - a) SBT漁業の操業により影響を受ける可能性のある種(魚類及び非魚類双方)
 - b) SBTの資源状態に影響を与える可能性のあるSBTを補食する生物及 びSBTのえさとなる生物
- 3. (a) 上記 2 a) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する 情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究 を含むが、これらに限られない。
 - (i) 生態学的関連種の資源生物学
 - (ii) 生態学的関連種の資源に影響を与える要因の特定
 - (iii) 生態学的関連種に対するSBT及びその他の漁業が与える影響、並 びに影響全体に対するSBT及びその他の漁業の影響の比率の評価
 - (iv) 生態学的関連種に対する影響を最小化するためのSBT漁業の漁具 及び操業上の観点からの修正
 - (b) 上記 2 b) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
 - (i) 生態学的関連種の生物資源学
 - (ii) 生態学的関連種の資源に影響を与えている要因の特定
 - (iii) 生態学的関連種がSBTの資源状態に与える影響の評価
- 4. 調査の優先順位についての勧告及びそれらの調査の推定経費を含む、上記2で特定された種及び問題に関するデータ収集計画及び調査計画について勧告を提供すること。
- 5. 生態学的関連種に対するSBT漁業の影響を最小化するための措置について の助言を提供することとし、これには漁具及び操業の修正を含むが、これ らに限られない。
- 6. 生態学的関連種の保存と管理を促進する可能性のあるその他の措置についての助言を提供すること。
- 7. この付託事項をレビューし、適当な場合にはその改正を拡大委員会に勧告すること。

- 8. データの取扱い基準 (付属文書 1) の規定に従って、ERSに関するデータ 収集及び分析について、関係する専門家、科学者 (拡大委員会のメンバ ー、及びその他) 及び政府間機関並びに非政府機関と協力し、連絡をとる こと。
- 9. 特定の問題に関する拡大委員会からの助言要請に答えること。

生態学的関連種(ERS)作業部会 付託事項

付属文書 1 生態学的関連種 (ERS) 作業部会のためのデータの取扱い基準

1. データ及び標本の収集

- a) ERSWGは、必要な情報についての勧告、並びに関連するデータ及び標本の収集方法についての助言を提供する。
- b) ERSのデータ及び標本の収集は、拡大科学委員会及び各国の関係する 当局のものと整合性のとれた、合意されたデータ収集プロトコールに 従わなければならない。
- c) ERSのデータ及び標本の収集は、船舶の安全及び順調な操業の障害となるような形で実施されてはならない。

2. データ及び標本の管理

- a) ERSWGは、データの使用及び配布について、CCSBTの「CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」を順守しなければならない。
- b) 別途合意しない限り、公海上で収集された標本は、旗国であるメンバーにより保持されるものとする。そのような旗国は、他の興味を持つ科学者によるERSの標本へのアクセスを容易にしなければならない。
- c) ERSWGの参加者は、ERSに関するデータ及び標本を共有することにより、相互の作業を援助しなければならない。

3. データ及び標本の分析

拡大委員会に代わってのデータ及び標本の分析は、拡大委員会のメンバーの科学者及びERSWGが指定するその他の関係する専門家により実施することができる。

4. 分析結果の検討

この基準により収集されたデータ及び標本を使用した分析結果は、データ及び標本を提供した拡大委員会のメンバーの同意なしには公表されない。

みなみまぐろ保存委員会と 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 との間の取決め

みなみまぐろ保存委員会(以下「CCSBT」という。)及び南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(以下「CCAMLR」という。)は、

みなみまぐろの保存のための条約(以下「CSBT条約」という。)の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにあることに**留意し**、

さらに、南極の海洋生物資源の保存に関する条約(以下「CAMLR条約」という。)の目的は、その合理的な利用を含め、南極の海洋生物資源を保存することにあることに**留意し**、

CSBT条約第12条は、CCSBTに対して、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力し、また、これら政府間機関の業務との重複を避けるよう努めることを要請していることを**認め**、

CAMLR 条約の前文は、CCAMLR が南極の海洋生物の保存を確保するために必要な措置及び科学的研究を勧告し、促進し、決定し及び調整するための適当な機構を設立することが望ましいことを認識していることを**考慮し**、

CAMLR 条約の規定は、対象種と同一の生態系に属する非対象種、密接な関係のある種又は依存種の保存を取り上げていることに**留意し**、

さらに、2008年のみなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための CCSBT 勧告の前文において、CCSBT が、みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意していることを明記していることに**留意し**、

両機関の活動の重複及び不一致を避けるべく、両機関の権限下にある及び/又は相互に関心のある資源及び種の保存及び合理的な利用を促進するための取決め及び手続きを導入することを**希望し**、

よって、CCSBT及びCCAMLRは、次のとおり取決めを記録する。

1. 本取決めの目的

この取決めの目的は、CCSBT と CCAMLR (「両委員会」)が関心を有する 資源及び種の保存及び合理的な利用を強化する観点から、必要に応じて、両 委員会間の協力を促進することにある。

2. 協力分野

両委員会は、両機関の共通の関心事項についての協議及び協力を開始し、継続する。特に、両委員会は次のことを実施する。

- (i) 各委員会の情報共有方針に従って、相互に関心のある事項に関して、 会合報告書、情報、文書及び出版物を交換する。
- (ii) 各委員会の情報共有方針に従って、それぞれの委員会の活動及び目的 を支援するためのデータ及び科学的情報を交換する。交換する情報に は次のものが含まれるが、これらに限定されない。
 - (a) 両委員会の保存措置に基づき漁獲を許可された船舶
 - (b) 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁船
 - (c) 漁獲、混獲及び船舶に関する情報及び/又はデータ1
 - (d) みなみまぐろの全世界の資源評価を網羅する CCSBT から CCAMLR への年次報告書、並びに最新の海洋、漁法、漁業国ご とのみなみまぐろ漁獲データ
 - (e) CCAMLR 条約水域において操業を行う漁船による(旗国及び漁 法別の)みなみまぐろ漁獲について詳述した CCAMLR から CCSBTへの年次報告書
- (iii) 相互に関心及び懸念のある分野、特に非対象種、密接な関係のある種 及び依存種(生態学的関連種)の混獲に関する手法の調和について協 力する。
- (iv) 適当な場合には、相互に関心のある種に関する分析及び調査作業について協力する。
- (v) お互いの保存管理措置に対する理解及び協力のための手法を検討する。
- (vi) 各委員会の手続規則に従い、それぞれの委員会の代表者に対して永続 的なオブザーバーの地位を相互に付与する。
- (vii) 情報管理、遵守状況の評価、CDS、ウェブサイトの作成、データのモデリング及び基盤、データベース開発、データ交換プロトコル及び事務局運営上の課題といった共通の関心分野に関する事務局間の協力を奨励する。

¹ 現時点において公表されている CCSBT の混獲データは CCSBT への報告書に記載された情報に限定されていること、CCSBT のメンバー間で交換された混獲データに関する機密性に区分により、当該データはデータを提供したメンバーによる明確な承認及び署名した機密保持契約がない限り公表されないこと、及び個々の船舶に関連する漁獲データは機密データとして区分されていることに留意。

3. 協議プロセス

協力関係の効果的な発展、実施及び強化を加速させるため、両委員会は、両事務局間において、電話、電子メール及びこれらに類似した連絡手段を含む協議プロセスを設置することができる。かかる協議プロセスは、両委員会の事務局が出席する会合の合間において、適切な事務局職員によって実施することもできる。

4. 改正

この取決めは、両委員会相互の書面による同意によって、いつでも改正することができる。

5. 法的地位

この取決めは、法的拘束力のある権利又は義務を与えるものではない。

この取決めは、両機関の保存管理措置を遵守に関する両機関のメンバーの義務を変更するものではない。

6. その他

署名

CCSBT 議長

7.

- (i) この取決めは、署名の日から開始する。
- (ii) いずれか一方の委員会が、他方の委員会に対して、6か月前までに書面による通告を行うことでこの取決めを終了させることができる。
- (iii) この取決めは、3年間継続して運用する。この期間において、両委員会は、この取決めの実施をレビューし、更新するかどうかについて決定する。

署名場所 年月日

CCAMLR 議長

科学諮問パネルの選定基準及び任期

科学諮問パネルのメンバーとして選定される者は、

- 1. 拡大委員会が別に合意しない限り、契約の時点又は契約期間中を通じて、又は過去3年間において、CCSBTメンバー政府に直接又は間接的に雇用されてはならず、又は何らの利害関係「もあってはならない。
- 2. 資源評価に関する優れた専門的能力を有していなければならない。
- 3. 国際水準での資源評価及び漁業管理に関わる科学者としての適切な作業 経験を有していなければならない。
- 4. 大型浮魚資源に関する作業経験を有することが望ましい。
- 5. 資源評価の手続き、漁獲戦略及び管理方式の開発及び運用、及び国際的 漁業委員会において用いられている科学的手続きに精通していることが 望ましい。
- 6. CPUE モデリング及び解析に関する専門的スキル及び経験を有することが 望ましい。

以下の分野におけるスキル又は経験を有すれば有利である。

- 7. 地理空間解析
- 8. 集団遺伝学及び/又は標識再捕理論
- 9. 資源評価への環境変動の影響の組込み

過去に CCSBT との契約関係にあった外部科学者は、同者が上記の資格を満たす場合には科学諮問パネルの選定の対象となることができる。

契約期間は3年間とし、2回まで再任することができる。

¹ 例えばメンバー政府が資金を拠出している機関、組織又は国有企業に雇用されている者、 又は計画関係にある者